

平成 27 年度調査報告書

平成 27 年度地球温暖化問題等対策調査  
(技術交渉対応支援業務)

平成 28 年 3 月

委託先 公益財団法人地球環境産業技術研究機構



## 【目次】

1. はじめに.....	1
2. 第5回気候技術センター・ネットワーク諮問委員会（CTCN AB5） .....	2
3. 第6回気候技術センター・ネットワーク諮問委員会（CTCN AB6） .....	15
4. 第11回技術執行委員会（TEC11） .....	30
5. 補助機関会合（SB42） .....	38
6. COP21 .....	47
7. おわりに.....	66



## 1. はじめに

2015年は気候変動交渉にとって大きな節目の年となった。2020年以降の温暖化対策の法的枠組となる協定が12月のCOP21（パリ）で合意された。これは世界196カ国の国・地域すべてが取り組みに参加する枠組みであり、これまで京都議定書の中で固定化されていた附属書I国/非附属書I国という二分論が克服されたという点でも大きな意義がある。それを可能にした一因が自由度の高い制度設計にあると考えられる。パリ協定の基幹は、各国が自ら決めた貢献（Nationally Determined Contributions: NDCs）を5年毎に提出し、世界全体の実施状況を確認することで透明性を高め、実施、遵守を促進するというアプローチをとっていることにある。

各国が提出するNDCsだけでなく、支援の対象・方法についてもドナー国の自由度は高い。資金や技術支援の内容についてはレビューの対象となっているが、どの国が、どの国に対し、どのような形で支援するかについては具体的に定められていない。京都議定書のもとでは京都メカニズムのもと収益性が高い中国やインドなど新興国のプロジェクトに集中しがちであったが、新しい協定のもとでは後発開発途上国（LDC）や脆弱国などにも配慮しながら、キャパビルから技術支援、資金支援までさまざまな形で、緩和と適応両面での支援が期待されている。

技術移転・開発については、既存の技術メカニズムが引き続き技術開発・移転を推進していくことになるが、パリ協定の中でこのメカニズムにガイダンスを与えるための「技術フレームワーク」を設置することが決まった。これまで大きな争点になっていた知的財産権（IPR）については、直接言及されることはなく、イノベーションの重要性を強調する内容になっている。また技術メカニズムと資金メカニズムのリンケージについてのCOP決定も合意された。昨年のCOPでは先進国と途上国の主張が対立し同議題の交渉は決裂したが、今回は技術執行委員会（TEC）、気候技術センター・ネットワーク（CTCN）、資金メカニズムの実施機関が協力・協調することが必要であること、協議を継続していくことで意見がまとまった。今後、技術メカニズムと資金メカニズムを有機的にリンクさせることで、実効性のある技術移転・開発が促進されることが望まれる。

本事業では国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会合（COP）や補助機関会合（SB）や、気候技術センター・ネットワーク諮問委員会（CTCN AB）及びTEC等の技術移転・開発に関するUNFCCC関連会合に参加し、日本政府代表団の一員として技術交渉に当たるとともに、政府代表団や代表委員に対し、有益な助言を与えるなどのサポートを行った。本年度は2015年4月15日～17日にデンマーク・コペンハーゲンで開催された第5回CTCN AB、6月1日から11日にかけてドイツのボンで開催された第42回SB42、9月7～11日にドイツ・ボンで開催された第11回TEC、9月14～16日にデンマーク・コペンハーゲンで開催された第6回CTCN AB、11月29日から12月13日にかけてフランスのパリで開催された第21回締約国会議（COP 21）に参加した。この報告書ではそれらの会合の概要をまとめ、上記合意に至った交渉の経緯や論点を整理している。

## 2. 第5回気候技術センター・ネットワーク諮問委員会（CTCN AB5）

平成27年4月14～16日にデンマーク・コペンハーゲンにおいて開催された第5回気候技術センター・ネットワーク（CTCN）諮問委員会（Climate Technology Centre and Network 4th Advisory Board; CTCN-AB4）が開催された。日本からは本部 CTCN AB 委員（東京大学特任教授）、島田 TEC 議長（環境省参与）が委員として参加、和田主任研究員（RITE）、村山研究員（GEC）がオブザーバーとして参加した。全体の参加者は総勢50名程度。

### 2.1. オープニング

CTCN 議長（Fred Machulu Onduri、ウガンダ）による開会挨拶として、議長の任期満了による交代に伴い現副議長（Matthew Kennedy、アイルランド）が次回より議長となり副議長は途上国から選ぶことになること、これまでの活動の棚卸しをするとともに技術移転を促進するために何をすべきか議論することが本会合の目的であること、等がアナウンスされた。

### 2.2. 組織的事項

#### 2.2.1. AB メンバーの紹介

CTCN ディレクターより新メンバーとして米国から Griffin Thompson 氏に代わり David Reidmiller 氏、他に Marina Shvangiradze 氏（ジョージア）、Karsten Krause 氏（EU）、Mohammad Sadeghzadeh 氏（イラン）が紹介された。（AB/2015/5/1 更新版 AB メンバーリスト）

#### 2.2.2. アジェンダの採択

先進国の国別指定機関（NDE）の役割について議論を深めること、より多くの民間部門をネットワークに招くこと、具体的にどのような技術を移転すべきか議論することが重要であるというコメントに対し、CTCN ディレクターは民間部門の参加についてはステークホルダーの関与で、具体的な技術移転策については KMS（Knowledge Management System）で議論できると回答した。

また CTCN 議長は、TNA の成果を実施に繋げるための議論が重要であり、先進国・途上国それぞれの NDE がどのように貢献できるのか、今回の AB で十分に議論したいという意向を示した。

そのほか、前回ステークホルダーの関与についてほとんど議論する時間がなかったため、今回十分な時間を確保してほしい、R&D コラボレーション、研究機関や大学の関与をもっと明示的に議論したいというコメントがあった。R&D コラボレーションについては「10.そのほか」の中で扱い、議題の順番を入れ替えた上でアジェンダ（AB/2015/5/2）が採択された。

#### 2.2.3. 前回議事録の採択

CTCN 事務局より、前回会合におけるコメントを踏まえインキュベータープログラムが立ち上がったこと、国連6言語での情報提供が開始されたこと（当初は英語、フランス語、スペイン語での対応）、技術支援リクエスト対応者選定プロセスの明文化、ネットワークマニュアルが作成されたこと、2017年12月までどのネットワークメンバーもメンバーシップを維持すること、KMS の開発が進められたこと、大学、研究機関、市民団体、民間の参加計画が準備されたこと、予算の5ヵ年計画が準備されたことなどが報告された。

CTCN で適応についてどのような議論が行われているか関心がある、議事録は箇条書きではなくパラグラフで記述し、もっと議論の内容について記述した方がいいのではないかとコメントがあった。

これらのコメントを踏まえて議事録を微修正することとし、前回の議事録（AB/2015/5/3）は承認された。

### 2.3. COP20 及び ADP2.8 における CTCN の活動

CTCN ディレクターより、COP20（2014年12月、リマ）及びADP2.8（2015年2月、ジュネーブ）におけるCTCNの活動について報告があった。技術開発、移転に関するものとしては9つのCOP決定とSBIにおける1つの結論があった。ADP2.8において、新しいメカニズムとして“Climate Resilience and Sustainable Development Mechanism”、新しいサブセクションとして“a long-term technology goal”、“placeholder for scaling up TDT”といった提案があったことが紹介された。

UNFCCC事務局は新枠組みにおいて技術メカニズムをどのようにアンカリングするべきかの議論がADPで行われているので、CTCNは何が出来て、何が出来ないのかをPartiesに明示するのがよいと提案した。

### 2.4. 第10回TEC会合（ドイツ・ボン、2015年3月）の報告

TEC議長より3月に開催されたTEC10会合の結果について報告があった。2015年のTEC議長として島田久仁彦（日本）、副議長としてGabriel Blanco（アルゼンチン）が選出され、5つの分野（TNA、資金、促進環境・障壁、緩和、適応）について及びアウトリーチ・コミュニケーション戦略について検討したことが報告された。

COP20ではTECがTNA（Technology Needs Assessment）やTAP（Technology Action Plan）の結果をどうプロジェクトに結びつけるかガイダンスを出すようにリクエストがあり、作業を開始した。PSPの評価について、SBI41で中間報告、COP21で最終報告をすることになっており、引き続きCTCNとのコラボレーションを歓迎するとした。気候技術ファイナンスに関するTECブリーフを作成することになっており、GCFとのコラボレーションの機会についても検討している。技術移転のための環境整備とバリアについては2015年10月に開催したNSI（National System of Innovation）ワークショップの結果をベースにTECブリーフをまとめることになった。分散型再生可能エネルギー発電・統合についてテーマ別対話が行われ、これに基づいてTEC11にてTECブリーフがまとめられる予定になっており、さらに適応技術についても2016年にテーマ別対話を開催することになっている。

CTCN副議長からは、かつてのTECとCTCNのコラボレーションは共同レポートをまとめることが中心であったが、今ではファイナンスなどその範囲が広がってきていることについて指摘があった。「資金メカニズムとどうやってコラボレーションできるのか何か具体的な示唆はあるか」という質問に対し、CTCN議長はTNAの成果を具体的に実施する方法を提案することが重要であり、そのためにTECとCTCNが協力するのがひとつの方法であると回答した。TEC議長はPSPの評価やTNA実施に関するタスクを通してコラボレーションが必要となることを指摘した。

「TEM（Technical Expert Meetings）はどのように今後扱われることになるのか」という質問に対し、UNFCCC事務局はTECとCTCNを含めた機関が協力することになっていると答えた。



表 2-1 TNA/TAP とリクエストインキュベータプログラムの比較

	TNA/TAP	Request Incubator
<b>Scale</b>	18-24 months, value up to 250 k\$	2-6 months, value up to 30,000\$
<b>Activity and beneficiary</b>	In depth analysis, extensive stakeholder engagement	Overview and rapid analysis to train and increase capacities of NDE team
<b>Outputs</b>	TNA report, barrier analysis, Technology Action Plan, project concepts/request ideas	Request(s) submitted to CTCN and impacts monitored

(出典) CTCN AB5 プレゼン資料

表 2-2 インキュベータープログラムにおける TNA の活用方法

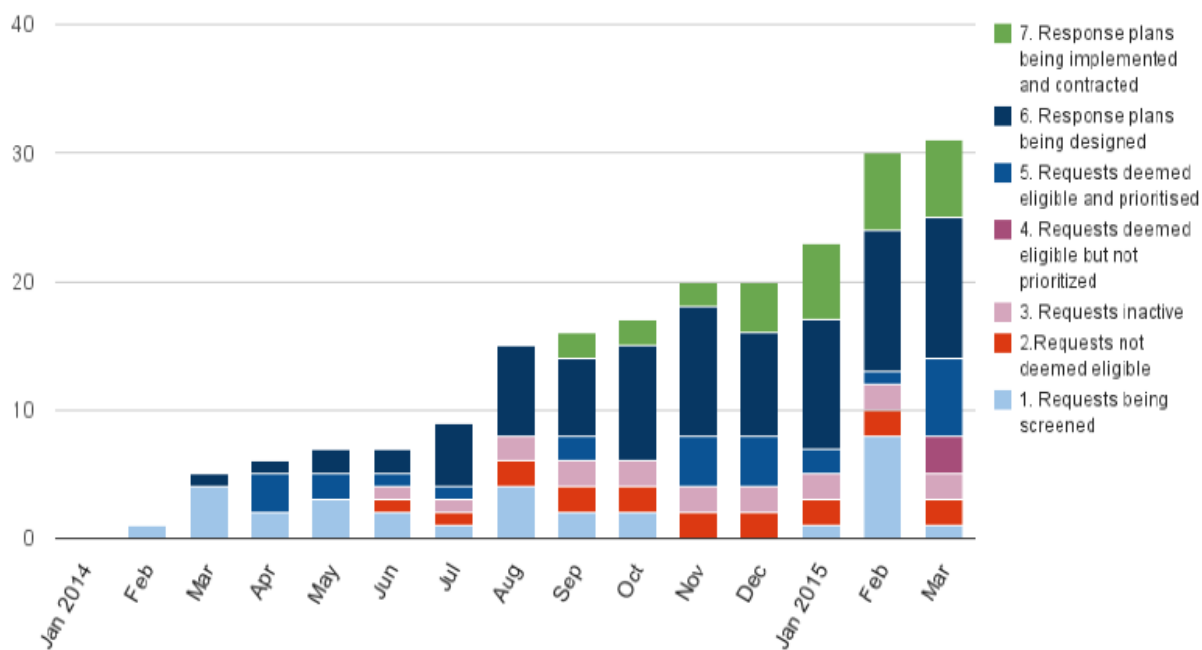
Countries TNA Phase I	Countries TNA Phase II	Possible Countries Phase III
Review TNA outputs to identify sectors, tech, stakeholders, priorities, barriers to remove	Depend on stage of process	Raise awareness on TNA process and highlight linkages with CTCN
Adapt work plan to not duplicate and follow-up on previous efforts	Coordination TNA focal point	Help better understand need for TNA in country
Disseminate TNA results together with CTCN outreach	Align work plan and activities	
	Take advantage of existing TNA activities and outputs	
	Raise awareness of CTCN services in TNA fora	

(出典) CTCN AB5 プレゼン資料

これに対し、TNA の成果を Bankable なプロポーザルに繋げそれを支援するための資金を準備することが重要であること、途上国の NDE が優先すべき活動が不明確であること、途上国が NDE を立ち上げるために CTCN がより Proactive になる必要があること、活動のパフォーマンスやインパクトを評価する必要があること、クイックレスポンスの成果を公表するとともにレスポンスプロジェクトの調達プロセスについて詳細を明らかにすること、等のコメントがあった。

### 2.5.3. 技術支援サービス

CTCN 事務局より技術支援リクエストの現状とクライテリアについて説明があった。リクエストは 2015 年 3 月時点 (AB/2015/5/4) で、31 件届いており、そのうち 8 件の対応計画を終え、2 件は不適格と判断された (図 2-2)。これまでのところ低中所得国 (lower-middle-income) からのリクエストが 48% と最も多くなっており (図 2-3)、LDC からのリクエストは 16%、小島嶼国からのリクエストは 13% とどまっている。なおこの国分類は世界銀行の分類に準拠している。地域的にはアフリカ、アジア・太平洋、中南米の 3 地域がほぼバランスしているが (図 2-4)、リクエストの種類としては緩和が半分以上占めており、適応は相対的に少ない。これは TNA での経験とも整合しており、適応に関する気候技術を特定することは概して難しいためである。緩和関連のリクエストの半分はエネルギーセクターを占めている (図 2-5)。まだ TNA が登録されていない国からのリクエストも 38.7% ある。COP21 までに、20 以上のリクエスト支援を実施することを目標としている。プロセスについては AB/2015/5/04、クライテリアについては AB/2015/5/7 に沿った説明があった。なお、最新のリクエスト状況については表 3-1 にまとめてある。



(出典) AB/2015/5/4

図 2-2 技術支援のリクエストとレスポンス状況

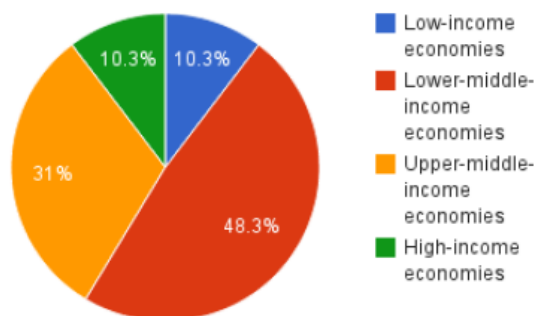


図 2-3 リクエストの割合 (所得別国分類)

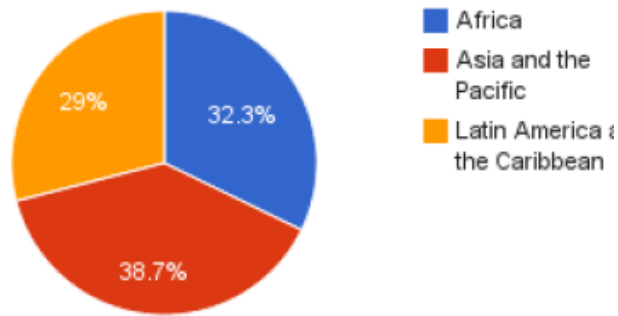


図 2-4 リクエストの地域別割合

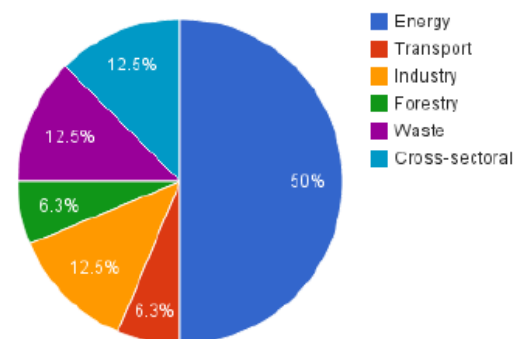


図 2-5 分野別緩和関連リクエスト

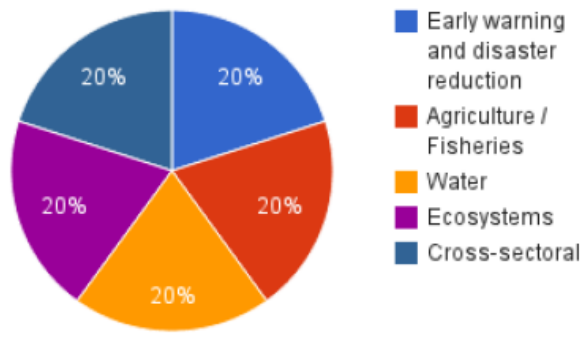
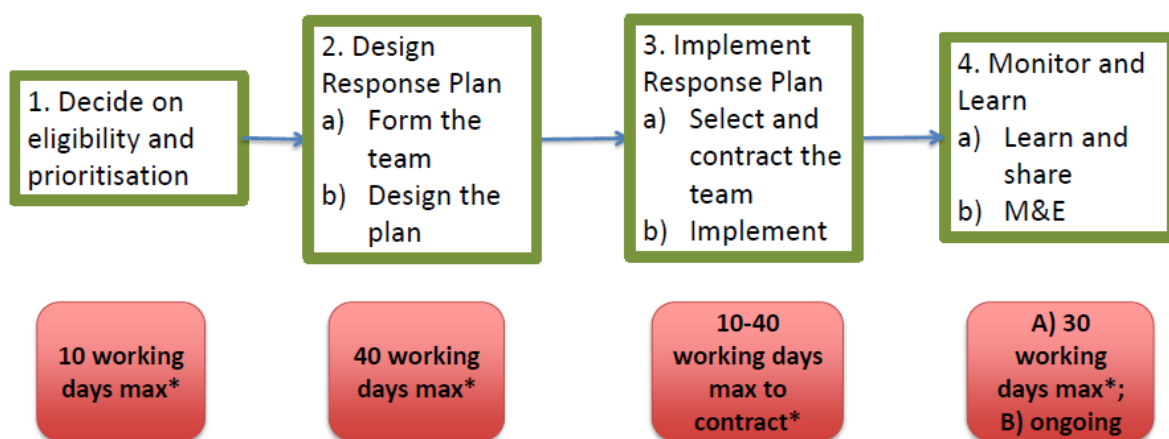


図 2-6 分野別適応関連リクエスト

(出典) AB/2015/5/4

議論の中で、「リクエストが TNA の成果をもとに上がってきたものかどうかわかるようにすべき」、「リクエストが他のプロジェクトと重複していないかチェックした方がいいのではないか」、「ネットワークメンバーの対応できる分野は限られておりリクエストとのギャップをどう埋めるのか」、「入札機会はどうすれば知ることができるのか」、「途上国だけでなく先進国の NDE の関与の仕方についても検討すべき」といったコメントや質問があった。これに対し CTCN 事務局は、支援のオーバーラップを避けるための仕組みも準備していること、ネットワーク内にリソースがなければ外に解決策を求めることも可能であると規定されていること、入札機会についてはネットワークメンバーにメールで案内されると回答した。



(出典) AB/2015/5/04

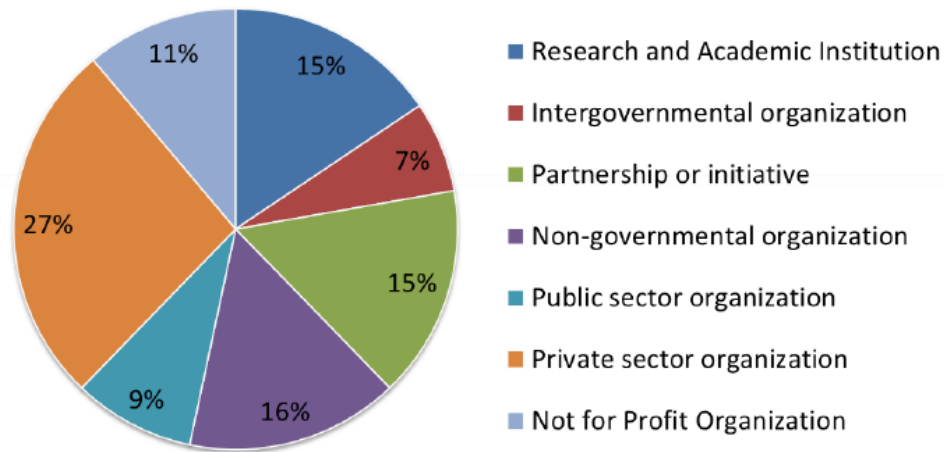
図 2-7 技術支援プロセス

#### 2.5.4. ネットワークの形成

CTCN 事務局よりネットワーク (AB/2015/5/8) について説明があり、これまで (2015 年 4 月現在) 52 の申請があり、45 の機関が承認され、6 件が審査中、1 件が却下となった。45 機関のうち、24 が付属書 1 国、13 が非付属書 I 国、8 が国際機関となっている。分野別にみると、43 が緩和、20 が適応、7 が分野横断的な知見をもっている。提供するサービスの種類としてはキャパビルが 39 と最も多く、次いで知識の共有 37、政策策定 36 となっており、投資関連は 10 と少ない。

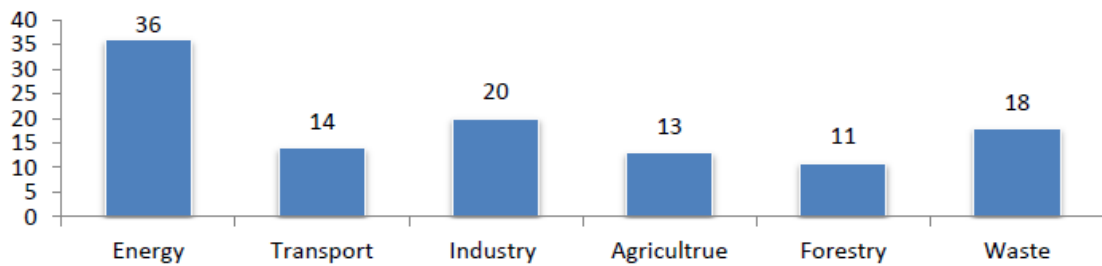
これまでネットワーク拡大に重点を置いてきたが、地域バランスやセクターのカバレッジでバランスが取れるような取り組みをしていく。メンバーシップは 2 年間と規定されているが、ネットワークの拡大における障壁になる懸念が示され、代替案は CTCN-AB6 までに提案される予定である。また 2015 年 12 月 31 日以前に登録された機関については、2017 年 12 月までメンバーシップを保持することとした。

ネットワークに参加のインセンティブを与える必要が有るため 5 万ドル以下のプロジェクトでもネットワークが実施できるようにならないかというスウェーデンの質問に対し、CTCN 事務局は 5 万ドル以下のプロジェクトも、ネットワークメンバーに公募される可能性があることを示唆したが、迅速な対応を行うこととのトレードオフを考える必要はあることに留意した。



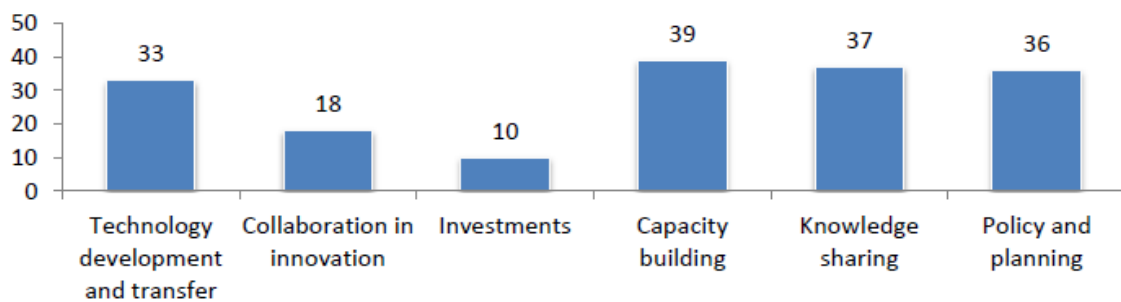
(出典) CTCN AB5 プレゼン資料

図 2-8 ネットワーク機関の種類と割合



(出典) AB/2015/5/08

図 2-9 ネットワーク機関の専門分野（緩和）



(出典) AB/2015/5/08

図 2-10 ネットワーク機関の提供サービス

「積極的に民間部門のネットワーク参加を促しているところであるが、民間団体が果たす役割について示す資料が必要である」、「LDC、アフリカ地域からのネットワークメンバーが不足している」等のコメントが寄せられた。また、「商業機会があることをネットワークメンバーのベネフィットとしてしまうと間違ったメッセージを発してしまう」という懸念に対し、入札プロセスにおいて民間部門だけでなく研究機関などに対してもオープンであると回答した。

これらのコメントを踏まえ、5.3 については修正版を AB6 までに準備し次回会合で議論し、それ以外についてはネガティブな反応がないので、意見を次のバージョンに反映させることとなった。

### 2.5.5. Knowledge Management System (KMS)

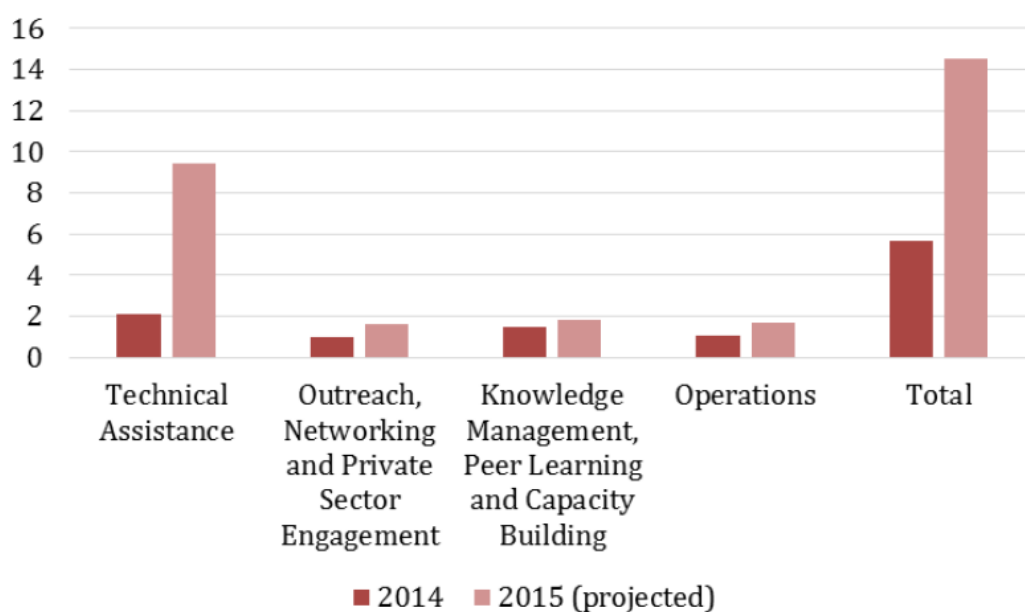
CTCN 事務局より KMS に係る 2015 年の作業予定が報告された。2015 年の予定として、技術支援やネットワークのサポート、モニタリング・評価のための機能追加、気候技術ライブラリを計画しており、KMS の評価もユーザーを巻き込んで実施する予定であること、6 月にコペンハーゲンの UN City で Climate Knowledge Brokers のワークショップを開催予定であることなどが紹介された。

気候技術ライブラリは、技術の種類やコスト、プロバイダーなどの情報を提供することを目的としている。リストにおける技術の分類については、既存の様々な機関のものを参考としている。情報を集めるにあたり、オンライン上の技術情報をインポートするとともに、既存のネットワークメンバーや NDE からのインプットを活用し、6 月の SB において、各国 NDE へライブラリの内容について相談する予定であるとの説明があった。

気候技術ライブラリの取り組みに支持が寄せられたほか、「他の技術データベースとどのように違うのか」という質問もあった。CTCN 副議長は、IEA などの技術について知見を豊富にもっているが、適応の技術などについては情報が欠けていること、CTCN ディレクターは COP において技術ライブラリに関する決定をしていること、CTCN 事務局は WIPO グリーンなど既存データベースの情報を活用すると回答した。また、UNFCCC 事務局はインベントリーを作るのは、更新に非常に時間がかかりメンテナンスが困難だったので、TT:Clear の 2nd バージョンでは削除した経路を紹介し、この教訓を KMS の開発に活用できるよう協力する意向を示した。

### 2.6. CTCN の予算、資金状況

CTCN の資金状況について (AB/2015/5/11) 事務局より説明があった。2015 年 3 月時点で合計 3355 万ドルの拠出があり、2015 年の予算としては 1400 万ドルを予定している。ドナーからの拠出として 4 月に日本から \$1 million、6 月にノルウェーから約 \$4million、7 月には EC から約 \$2.2 million が予定されており、さらにアメリカ、EC、フィンランドとも調整している。2018 年までの 5 年予算計画も策定し、Full operational となる 2017 年の技術支援への予算は 2300 万ドルを予定している。(2018 年は 2390 万ドル)。GEF による 180 万ドルの支援について 2015 年 5 月に正式な書類を CTCN より GEF に提出することとなっている。CTCN は 5 年間の活動費にかかる \$100 million (1 億米ドル) にむけてさら \$65 million が必要となる。



(出典) AB/2015/5/11

図 2-11 CTCN の機能別支出

表 2-3 予算 5 ヶ年計画

Main components	Year					
	2014	2015	2016	2017	2018	TOTAL
<b>1. Technical assistance in response to country requests</b>						
Requests coordination, refinement, support	350 000	1 100 000	2 000 000	2 700 000	2 900 000	9 050 000
Requests implementation	2 000 000	8 300 000	15 000 000	20 300 000	21 000 000	66 600 000
<b>SUB-TOTAL</b>	<b>2 350 000</b>	<b>9 400 000</b>	<b>17 000 000</b>	<b>23 000 000</b>	<b>23 900 000</b>	<b>75 650 000</b>
<b>2. Outreach, networking and stakeholder engagement</b>						
Outreach and Communication	50 000	300 000	500 000	500 000	500 000	1 850 000
Networking (including regional CTCN fora for NDEs)	600 000	800 000	1 000 000	1 000 000	1 000 000	4 400 000
Stakeholder Engagement	200 000	500 000	500 000	500 000	500 000	2 200 000
<b>SUB-TOTAL</b>	<b>850 000</b>	<b>1 600 000</b>	<b>2 000 000</b>	<b>2 000 000</b>	<b>2 000 000</b>	<b>8 450 000</b>
<b>3. Knowledge Management, peer learning and capacity building</b>						
KMS Technical Development	800 000	900 000	300 000	300 000	300 000	2 600 000
KMS Content Development	400 000	400 000	500 000	500 000	500 000	2 300 000
Capacity Building activities and material	250 000	400 000	600 000	700 000	700 000	2 650 000
<b>SUB-TOTAL</b>	<b>1 450 000</b>	<b>1 700 000</b>	<b>1 400 000</b>	<b>1 500 000</b>	<b>1 500 000</b>	<b>7 550 000</b>
<b>4. CTCN establishment and operations costs</b>						
CTCN operations	1 200 000	1 600 000	2 300 000	2 300 000	2 300 000	9 700 000
AB Meetings and other UN meetings	100 000	100 000	200 000	200 000	200 000	800 000
Monitoring and Evaluation	50 000	100 000	100 000	100 000	100 000	450 000
<b>SUB-TOTAL</b>	<b>1 350 000</b>	<b>1 800 000</b>	<b>2 600 000</b>	<b>2 600 000</b>	<b>2 600 000</b>	<b>10 950 000</b>
<b>GRAND TOTAL</b>	<b>6 000 000</b>	<b>14 500 000</b>	<b>23 000 000</b>	<b>29 100 000</b>	<b>30 000 000</b>	<b>102 600 000</b>

(出典) CTCN AB5 プレゼン資料

議論の中では「予算計画は確約されたものではないが資金拠出を依頼する前にどのプログラムにいくらぐらい必要かの指針を示すことに意義がある」、「KMS への予算が相対的に大きすぎる」、「民間企業の投資目的を分析しそれに合ったアプローチを取るのが有効である」、「NDE・ネットワークメンバーの拡大にともないメンバーや NDE 同士で直接コミュニケーションをとれるように柔軟な仕組みにすることが重要」、といったコメントがあった。これに対し CTCN 議長は、直接のコミュニケーションは良いアイデアであるが、CTCN 事務局がそれを把握するためのメカニズムを検討する必要があるとした。

予算計画に PSP の評価に係る項目が設けられているが、PSP の評価は TEC が COP より受けたマンデートであり、CTCN に具体的な作業はまだ依頼していないという指摘に対し、CTCN ディレクターより、依頼があることを想定した予算として積んでいると説明があった。

GCF から CTCN への資金を出すように COP マンデートを出すことを 2015 年 Joint report でレコメンデーションしてはどうかという提案もあったが、UNFCCC 事務局は COP で GCF/GEF が技術メカニズムを支援することが決まっているとコメントした。

## 2.7. CTCN の活動におけるモニタリング・評価 (M&E)

CTCN 事務局は CTCN 活動結果の評価 (AB/2015/5/13) について報告し、CTCN は DNV-GL とともに透明で、効果的で、タイムリーな報告をするために開発している M&E 概要について説明した。

提案は CTCN だけでなく UNFCCC の技術メカニズム全般をカバーしており、特に CTCN の活動は初期段階であるため CTCN の活動のみを M&E する指標にフォーカスするべきというコメントがあり、CTCN ディレクターは指摘事項を take note した。TEC 議長は、中／長期的にパフォーマンス指標を検討しているのであれば TEC とコラボレーションできるとコメントした。

また、間接的なインパクトは具体的に何を意味し、それを測ることが出来るのか、評価項目が複雑で膨大な作業量になるのではないかといった懸念も示され、CTCN 議長は次回の会合で更新した M&E 計画を提示することとした。

## 2.8. 戦略的事項

### 2.8.1. 条約下での他メカニズムとのリンク

COP20 決定 (パラ 19(ii)) において、CTCN は UNFCCC 事務局とともに TEC、キャパシティ・ビルディングに関するダーバンフォーラム、クリーン開発メカニズム理事会 (CDM EB)、地球環境ファシリティ (GEF)、緑の気候基金 (GCF) といった他組織とのコラボレーション、シナジーを高めていくことが求められている。関連して、CTCN ディレクターより生物多様性条約 (CBD) の事務局と適応について意見交換を開始したことも報告された。

### 2.8.2. CTCN と GCF のリンク

CTCN 事務局より、CTCN と GCF の潜在的なリンクのあり方についての考察 (AB/2015/5/14) が発表された。リンクのあり方としては、制度間のリンク、システムベースのリンク、行動ベースのリンクが考えられる。また、GCF 理事会と CTCN AB、GCF 事務局と CTCN ディレクター、GCF NDA/フォーカルポイントと CTCN NDE の 3 レベルにおけるリンクも考えられる。

「TEC と CTCN の共同報告書の中で GCF に資金支援を求め COP にメッセージを送る」ことを求める提案のほか、「TT:Clear に 290 のプロジェクト・アイデアがあるのだから、それを活用すべき」、「資金の用途を明確にする必要がある」、「技術移転を「実施」に移すための活動のなかで

CTCN の役割を明確に打ち出さないと資金を得られない」、「GCF 以外にも二国間、多国間などの資金ソースがあり、GCF 理事会の決定を優先し、外から色々と口を出すことは慎重になるべきである」、等のコメントがあった。

### 2.8.3. GEF の CTCN 支援と開発銀行とのコラボレーション

GEF と CTCN は地域開発銀行を含めたラウンドテーブルの機会を設け、協力を進めるための議論をしており、GEF 出資による CTCN 向け中規模プロジェクト (AB/2015/5/15、表 2-4) について 3 カ年で実施され、180 万 USD の GEF グラント (GEF 第 5 フェーズの Set-aside より) + 720 万 USD の Co-finance が動員されること等の説明があった。

CTCN による GEF、地域開発銀行、世界銀行へのコミュニケーション (AB/2015/5/16) として、定期的なコーディネーション会合 (2015 春、秋)、地域 NDE フォーラム、ウィーンエネルギーフォーラム (6 月)、TNA Global Experience sharing WS (5 月)、COP21 でのサイドイベントなどを通じてコラボレーションし、協力に関する共同アナウンスメントを COP21 で行うことを検討していることについて説明があった。

表 2-4 CTCN 支援のための GEF による中規模プロジェクト

Chile	To support the replacement of F-refrigerants used in refrigeration system in food processing production and exports (fruits and vegetables)
Colombia	Implementation of a pilot waste treatment (MBT) plant
Dominican Republic	Developing a NAMA to leapfrog to advanced energy-efficient lighting technologies
Mali	Agricultural productive use (crop drying and processing)
Senegal	Development of energy efficiency projects in industries and services
Uganda	Formulating geothermal energy policy, legal and regulatory framework
Viet Nam	Bio-waste minimization and valorization for low carbon production in rice sector

(出典) CTCN AB5 プレゼン資料

### 2.8.4. CTCN による TNA 実施支援プログラム

CTCN 事務局は TNA/TAP 実施支援プログラム (AB/2015/5/17) について説明した。途上国からのリクエストは TNA に基づいていないものも多いことから、TNA/TAP 実施支援プログラム (AB/2015/5/17) を立ち上げることを検討しているが、多数ある TNA のプロジェクト・アイディアに対し、健全な (sound) プロジェクト提案の数は非常に少なく、CTCN は途上国の TNA 実施を支援し技術プロジェクトや戦略といった形にするために重要な役割を果たすことができると説明した。これに対し、CTCN 事務局が TNA の成果が実施されない原因分析として「政治的な優先順位が低い」ことを上げていることに対して、そうであれば実施支援プログラムをもってしても実施のための資金がつかない現状は変わらないのではないか、と懸念も示された。

表 2-5 TNA 実施支援プログラム

Countries TNA Phase I	Countries TNA Phase II	Possible TNA Phase III
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>TA based on TNA/TAP</u></li> <li>• <u>Develop project proposals</u> from TNA/TAP and Pis</li> <li>• Support <u>dissemination of TNA results</u></li> <li>• <u>Opportunities for multi-country requests</u> from TNAs</li> <li>• Trainings on <u>common capacity building needs</u> emanating from TNAs</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TA to access <u>additional expertise</u>, notably for the formulation of the project ideas</li> <li>• Develop <u>joint activities</u> (e.g. regional/global workshops for capacity building and experience sharing)</li> <li>• Provide <u>regular updates</u> on TNA Phase II progress and findings</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GEF proposal (UNEP)</li> <li>• LDCs and SIDS (GEF 6 set-aside)</li> <li>• On demand (request by NDE)</li> <li>• TNA as an <u>integrated planning tool</u></li> <li>• Execution by CTCN Consortium</li> <li>• Stronger <u>capacity building</u> component (national level)</li> <li>• Rapid <u>move towards implementation</u> thanks to direct link to CTCN</li> </ul>

(出典) CTCN AB5 プレゼン資料

## 2.9. アウトリーチとコミュニケーション

### 2.9.1. ステークホルダーの参加

事務局よりステークホルダーの参加計画 (AB/2015/5/18) について説明があった。同計画はビジネス・産業界、学会、NGO などとコラボレーションを強化する方法などについてまとめている。

BINGO へのアウトリーチについて、民間セクターの興味を正確に理解した上で戦略を立てることが重要であること等が重要であると説明があり、RINGO については研究機関がコンソーシアム・ネットワーク機関へ参加することに加え、今後の協力の可能性として、KMS の情報提供、パートナーシップの促進、キャパビル教材の共同開発、途上国の研究ニーズの特定、TA レスポンスを実施するために先進国・途上国からの技術的知見を動員、などが考えられるとした。ENGO については、地域別の専門家対話を実施するとともに、COP・SB においても対話の機会を設けていること、今後の協力の可能性として双方向の意見交換、TA 実施の際に ENGO の意見を考慮に入れることなどが示唆された。

ステークホルダーの参加計画については概ね好意的に評価され、実際のビジネスでは先進国と途上国といった区別はなくなっていること、貿易との関連も考慮する必要があること、多くの NGO は資金が不足しており彼らの参加のためには資金が必要になること、BINGO・ENGO・RINGO を別々に扱うのではなく、相互に関係するものとして扱う必要があるのではないかといったコメントが寄せられた。また、RINGO は途上国の R&D 機関を育成することが課題であること、CTCN の目的 (特に TA の強化) にフォーカスして参加のあり方を考えるべき、技術に関して実際のアクションを行う「都市」の参画が抜けているのではないか、災害対策の視点からレジリエンスを強化する支援も考えられることから、適応についての言及があってもよいのではないか、産

業、NGO、研究機関の活動は相互に関連しており、明確に区別することは難しいのではないかと、といった意見もあった。

CTCN ディレクターはあくまでも技術支援レスポンスが CTCN の核となる活動であり、資金はそちらに優先させ、ステークホルダーへのアウトリーチに新たに資金を付けるかどうかは慎重に考える必要があるとコメントした。

次回会合で提示予定のドラフトでは今日のコメントを踏まえ、3 種（産業、NGO、研究機関）の機関にあてはまる共通要素を検討したいとした。

## 2.9.2. CTCN ブランド利用のガイドライン

事務局より CTCN ブランド利用のガイドライン（AB/2015/5/20）について説明があった。アウトリーチ活動としてはソーシャルメディアとして Twitter や Facebook も活用しており、CTCN のプロモーションとして 70 以上のイベントに参加し、メディアでも約 150 回 CTCN が記事の中でカバーされていたことが報告された。

UNFCCC、CTCN、UNEP のサイトに情報が分かれて掲載されており、どこに情報があるかわかりづらいという意見に対し CTCN 事務局は UNEP のサイトはいずれ廃止され、UNFCCC と CTCN のサイトに情報が集約されると回答した。また、どのようなプロセスで Webiner の内容などを決めているのかと質問に対し、事務局はコンソーシアムパートナーがそれぞれの専門性に基づいて提案していると回答した。

## 2.10. その他

### 2.10.1. 新副議長の選挙

今次会合を以って現 AB 議長の Fred Onduri 氏（ウガンダ）が任期満了となり、現副議長の Matthew Kennedy 氏（アイルランド）が次回より議長を務める。これにともない、Non-Annex I より新たに副議長の選出が行われ、議論の結果 Non-Annex I 各国が Fred Onduri 氏を再度副議長として推薦し、承認された。

### 2.10.2. 次回会合の日程と場所

次回は 9 月 14-16 日、コペンハーゲンかウィーンで開催の予定。

### 2.10.3. その他

CTCN ディレクターが、AB が決定・承認できる事項と留意・コメントするだけの事項を混同しないようにと指摘したことをきっかけに、AB の権限について議論があった。AB が決定できるものは COP で決定された ToR に記載されており、それ以外についてはガイダンスとして参考にするという CTCN ディレクターの発言に対し、文書で規定された役割ではなく、実際に則した役割を果たすべきで、AB ではもっと技術的な議論をするべき、CTCN 議長はマンデートにどう応えるかは AB が決められる、ToR の解釈がそれぞれ異なっており必要であれば COP での交渉で ToR を変更することもできるとの意見が寄せられた。UNFCCC 事務局は UNEP と COP の MoU を参照し、メンバーの権限について、議長がディレクターと相談の上で明確にすることを勧めた。CTCN 事務局が AB の権限について整理の上で、次回 AB 会合にて改めて議論することとなった。

### 3. 第6回気候技術センター・ネットワーク諮問委員会 (CTCN AB6)

平成27年9月14～16日にデンマーク・コペンハーゲンにおいて開催された第6回気候技術センター・ネットワーク諮問委員会 (Climate Technology Centre and Network 6th Advisory Board: CTCN-AB6) が開催された。日本からは本部 CTCN-AB 委員 (東京大学特任教授)、島田技術執行委員会 (TEC) 議長 (環境省参与) が委員として参加、和田主任研究員 ((公財) 地球環境産業技術研究機構: RITE)、村山研究員 ((公財) 地球環境センター: GEC) がオブザーバーとして参加した。

#### 3.1. 開会

Matthew Kennedy 議長が AB6 会合開会の挨拶をおこなった。

#### 3.2. 組織的事項

##### 3.2.1. アジェンダの採択

アジェンダ (AB/2015/6/2a) が採択された。

##### 3.2.2. 前回国合の議事録

前回国合議事録 (AB/2015/6/2b1) が留意された。なお、前回国合の議論によって決まった活動概要は (AB/2015/6/2b2) にまとめられている。

##### 3.2.3. 作業概要 (Organization of work)

AB6 会合においては、前回国合での指摘を踏まえ、委員に求められるアクション (AB/2015/6/2c) を明確にして進めることとされた。

##### 3.2.4. メンバーシップ

AB メンバーは AB/2015/6/2d にまとめられている。政府代表メンバーの半分は毎年改選することになっており、委員は最大2期連続で務めることができる。

#### 3.3. 関連会合・イベントの成果

##### 3.3.1. ボン会合 (SB42)

2015年6月1-11日にボンで開催された SB42、ADP2-9 の報告。

##### 3.3.2. ウィーンエネルギーフォーラム

2015年6月ウィーンエネルギーフォーラムの報告。

##### 3.3.3. アジスアベバ開発資金会合 (第3回)

2015年7月13日から16日にかけてアジスアベバで第3回開発資金会合が開催され、SDGs 達成の実施手段の1つとして立ち上がる技術ファシリテーションメカニズム (Technology Facilitation Mechanism, TFM) を含むアジスアベバ行動アジェンダ (AAAA) が採択されたこと、また TFM の下で低開発途上国 (LDCs) のための技術バンクを2017年に運用開始すること等の紹介があった。

##### 3.3.4. 現在行われている技術ファシリテーションメカニズムに関する議論

国連総会で議論されている技術ファシリテーションメカニズムについて議論があった。LDCs のための技術バンクについて質問について、ENGO 代表 (Elenita (Neth) Daño) は、当該技術バンクは特許バンク、科学・技術イノベーションに関する支援等が含まれる旨の回答があった。「TFM と CTCN の両方に関連している UNEP を通じてシナジーを生むように調整すべき」、「TEC と CTCN が TFM の年次会合等に有意義なインプットを出来るのではないか」、といったコメントがあった。また、TEC11 会合において LDCs にとって知的財産権 (IPR) は障壁となっていない旨のコメント

があり、LDCsのための技術バンクにおいて特許について扱うことが妥当か疑問であるといった指摘もあった。また、国連のハイレベルパネル等においては技術メカニズムや地球環境ファシリテイ（GEF）、緑の気候基金（GCF）による気候技術に係る取組が十分に認知・理解されていないことについて問題提起があった。

### 3.3.5. ADP2-10

2015年8/31-9/4にボンで開催されたADP2-10の概要が報告された。

## 3.4. TEC 関連

### 3.4.1. TEC11

TEC11の成果において、GEFの実施するポズナン戦略プログラム（PSP）評価の最終報告、TNAの成果である技術実行計画（TAP）等を実施に繋げるためのガイダンスについての最終報告、3つのTECブリーフ（①資金、②国家イノベーションシステム（NSI）、③分散型再生可能エネルギー発電（DREG））、資金に関する常設委員会（SCF）から資金メカニズムの運営主体（GEF・GCF）へのガイダンスに関するTECのインプット、TEC-CTCN共同年次報告書におけるCOP21への共同キーメッセージ案の作成、等の作業を完了したことが報告された。

### 3.4.2. ポズナン戦略プログラム評価について

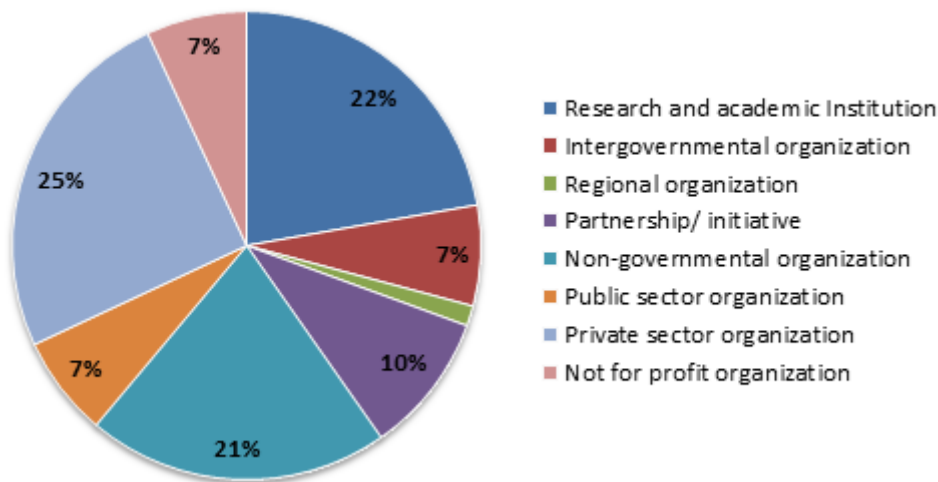
TECがポズナン戦略プログラムを評価することになっており、PSPの活動成果を広めること、CTCNの国家指定機関（NDE）と他の各フォーカルポイントの国内における協力強化の必要性、GEFによるPSPに関する報告書の構成及び頻度についての提案を含む内容が説明された。

### 3.4.3. TEC-CTCN 共同年次報告書の承認（CTCN 部分）

TECとCTCNで共同レポートを準備することになっておりCTCNの活動部分に関するドラフト（AB/2015/6/4c1 Draft CTCN input to the Joint Annual Report for 2015）が提示され、またTEC11にて合意されたTEC-CTCN共同キーメッセージ案にCTCN事務局案を追加したもの（AB/2015/6/4c2）が提示され、これらについて議論をした。なお、CTCN議長・副議長がTEC議長・副議長は共同でTEC-CTCN共同年次報告書を完成させることが委任されている。共同年次報告書の構成要素についてはAB/2015/6/4c2 Draft Possible elements for the joint chapter TEC/CTCN - Joint Annual Report of the TEC and CTCN for 2015を参照のこと。

CTCNの活動部分に関しては、CTCNの活動資金不足に関する記述につき、途上国側の委員複数が「持続可能な」「予測可能な」資金が必要であると主張、先進国からの各委員は不適切であるとして意見が分かれたが、最終的に途上国側が妥協する形で合意した。COP21への共同キーメッセージについては、各委員が欠けている要素（資金、INDC支援、適応、キャパビル等）について指摘したことを踏まえ、事務局が改定案を準備することとなった。TECにおいて合意できなかった点についてはCTCNの活動報告部分のキーメッセージに含めることとして、合意された。

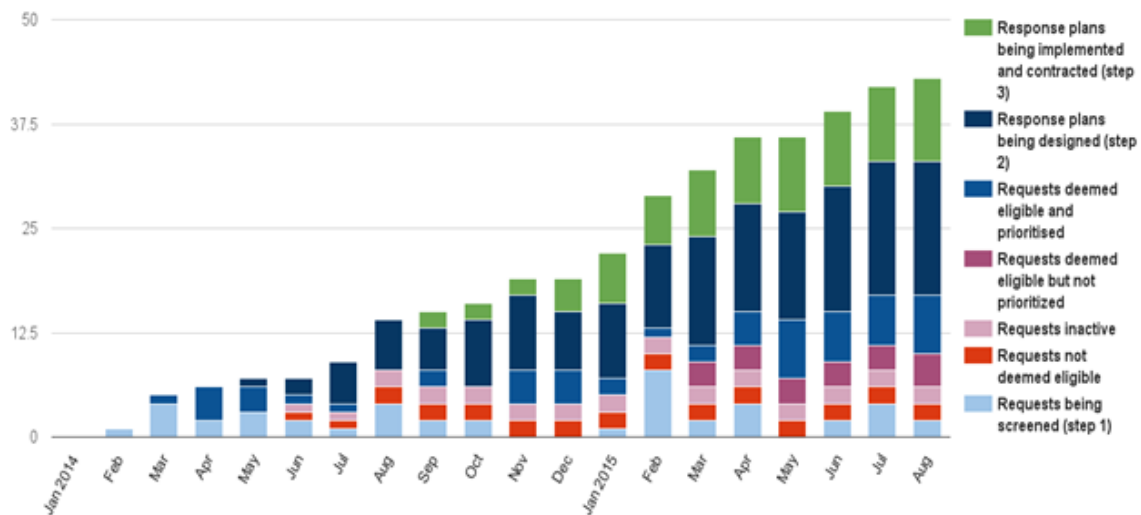
CTCNメンバー登録については2015年8月13日現在、80の申請があり、72が承認され、2が不適格とされ、残りは申請中である。地域別に見ると、アフリカやオセアニアが相対的に少ない。サービスとしては、キャパビルや知識共有、政策形成や技術移転の知見といった面では充実しつつあるが、イノベーションや投資面が弱い。NDEについては2015年8月時点で125ヶ国が登録しており、そのうち102ヶ国が非付属書I国になっている。



(出典) AB/2015/6/5.4

図 3-1 CTCN ネットワークメンバー内訳 (2015 年 8 月)

2015 年 8 月 16 日までに、CTCN は 30 の非付属書 I 国から 43 のリクエストを受け付け (図 2)、うち 2 件以外は適格なリクエストとなっている。33%は適応関係、51%は緩和関係、16%は適応・緩和両方にかかわるものになっている。地域別ではアフリカからは 16、アジア太平洋からは 15、ラテンアメリカ、カリブ海諸国は 11、東欧は 1 となっており、そのうち 3 つは複数国による申請のものとなっている。



(出典) AB/2015/6/5.4

図 3-2 技術支援リクエスト (2015 年 8 月)

### 3.5. CTCN 活動の報告

CTCN へのリクエスト (AB/2015/6/5.1)、気候技術ネットワークの状況 (AB/2015/6/5.2)、キャパビル (AB/2015/6/5.3)、知識マネジメントシステム (KMS) (AB/2015/6/5.4)、予算と資金状況 (AB/2015/6/5.5) について CTCN 事務局より報告があった。

CTCN の 5 年間活動費用として 1 億ドルを想定しており、2015 年現在で 0.285 億ドルを確保、可能性のある資金を含めると 0.37 億ドルとなり、残り 0.63 億ドル不足していることが報告された。

AB/2015/6/5.5 にある CTCN の活動資金不足を埋めるための 3 つの選択肢のうち “An explicit burden-sharing process” については反対意見が多かったことに対し、CTCN ディレクターは、いくつかある資金調達方法の選択肢を提示しただけであると回答した。

具体的なプロジェクト実施に繋がるような技術支援 (TA) リクエストが出てきていない、インキュベータープログラムにて LDCs の需要を無理に創り出すことにならないか、今後技術ライブラリに掲載されている技術に対してマッチメイクさせる機能を充実させていく必要がある、GCF の認定機関 (accredited entities) である UNEP が CTCN 資金を確保するために GCF にプロポーザルを出してはどうか、といったコメントがあった。

下記の表 3-1 は CTCN のウェブページ (<https://www.ctc-n.org/technical-assistance/requests>、アクセス日 2016/2/24) に掲示されているリクエスト一覧である。UNIDO を通じて公募されたレスポンスプロジェクトについてはグレーの網掛けとなっている。2016 年 2 月末時点で全リクエストは 64 件、うち UNIDO を通じて公募が確認されたものは 4 件となっている。また、技術支援サービス (TA) 欄は AB/2015/6/5.1 を参照している。

表 3-1 CTCN リクエスト一覧

No.	提出日	国	プロジェクト	目的	セクター	TA*ほか
1	2014/2/21	チリ	Design of Biodiversity Monitoring Network in the context of Climate Change	適応		CATIE, ICRAF
2	2014/3/18	コロンビア	National Adaptation Monitoring System for Colombia	適応	Cross-sectoral	CATIE, DTU, Instituto de Ecología y Biodiversidad de Chile
3	2014/3/19	コロンビア	Monitoring and Evaluation of national promotion policies for energy efficiency (EE) and renewable energy (RE) against national targets	緩和	Energy use	BF, NREL
4	2014/3/20	コロンビア	Development of a Mechanical-Biological Treatment (MBT) pilot project of the Waste NAMA	緩和	Waste management	BF, GIZ
5	2014/5/4	アフガニスタン	Technical support and advise for the identification of technology needs in Afghanistan	適応, 緩和		AIT, GIZ, UNEP
6	2014/6/3	イラン	Technology of Photovoltaic Solar Cell Design and Manufacturing	緩和	Energy use	TERI, ECN UNIDO
7	2014/8/8	ガーナ、ケニア、モーリシャス、ナミビア	Green Cooling Africa Initiative (GCAI)	緩和	Industry	UNIDO, GIZ, CSIR, UNEP
8	2014/8/21	コートジボワール	Developing a strategy for the reduction of air pollution in the autonomous district of Abidjan in order to contribute to efforts to reduce the harmful effects of climate change	緩和		ICRAF, ENDA
9	2014/8/29	マリ	Strengthening of the implementation of climate change adaptation and clean development actions by rural communities in Mali	適応	Agriculture and forestry	ENDA, ICRAF, DTU

No.	提出日	国	プロジェクト	目的	セクター	TA*ほか
10	2014/8/29	コートジボワール	Establishment of an Environmental Information System (EIS) capable of guiding the choice of a good policy for sustainable development and promote optimal management of climate change issues	適応		ENDA
11	2014/9/26	パキスタン	Technology Guidance and Support for Conducting the Technology Needs Assessment (TNA)	適応, 緩和		DTU
12	2014/10/6	ナミビア	Transformative water harvesting plan for Namibia	適応	Water	(UNIDO 公募) CSIR
13	2014/10/21	ブータン	Reducing GHG Emissions from Transport by Improving Public Transport Systems through Capacity Building and Use of Technology	緩和	Transport	DTU, AIT
14	2014/11/15	イラン	Micro Combined Heat and Power Technology	緩和	Energy supply	ECN
15	2014/11/17	モーリシャス	Building Capacity for promoting a greenhouse gas 緩和 strategy for the proposed power generation facility in Mauritius	緩和	Energy supply	GIZ
16	2014/11/17	モーリシャス	Assessment and identification of technology needs and best practices for reducing the GHG emitting potential of the energy sector in Mauritius	緩和	Energy supply	GIZ
17	2015/1/1	セネガル	Development of energy efficiency projects in industries and services	緩和	Energy supply, Energy use, Industry	
18	2015/1/16	ウガンダ	Formulating Geothermal Energy Policy, Legal and Regulatory Framework	緩和	Energy supply	(UNIDO 公募) NREL, UN EP

No.	提出日	国	プロジェクト	目的	セクター	TA*ほか
19	2015/1/19	ドミニカ共和国	A Community based early Warning System in every pocket from Santo Domingo, D.N.	適応	Early Warning and Environmental Assessment	GIZ, DHI
20	2015/2/5	インドネシア	Integrated River and Coastal Management toward Sustainable Giant Sea Wall Technology Jakarta	適応	Infrastructure, Transport and Urban design	DHI
21	2015/2/5	インドネシア	Development of Ocean Current Watershed Management	緩和	Energy supply	
22	2015/2/5	インドネシア	Development of Integrated Carbon Measurements Methodology on Peatlands in Indonesia	緩和	Forestry	
23	2015/2/5	インドネシア	Developing the Ciliwung Watershed Management	適応	Water	
24	2015/2/5	インドネシア	The Development of Anaerobic Digester Technology for Palm Oil EFB Waste in Indonesia	緩和	Waste management	GIZ
25	2015/2/8	アンティグア・バーブーダ	Technical Assistance for the Implementation of Projects related to the Establishment of a Sustainable Financial Mechanism for Climate Change in Antigua and Barbuda	適応, 緩和	Infrastructure, Transport and Urban design, Energy supply	NREL
26	2015/2/9	セネガル	Green technology deployment in industrial zones	緩和	Energy supply	( UNIDO 公募)
27	2015/3/13	ウルグアイ	Replacement project of fluorinated refrigerants for end users of refrigeration equipment in the dairy sector in Uruguay	緩和	Energy supply	
28	2015/3/30	ドミニカ共和国	Developing a NAMA to leapfrog to advanced energy-efficient lighting technologies	緩和	Energy supply	

No.	提出日	国	プロジェクト	目的	セクター	TA*ほか
29	2015/3/31	ギニア・ビサウ、マリ、ナイジェリア	Capacity Building in Ecosystem-based Methods and Green Infrastructure for Sustainable Agriculture Intensification and Disaster Risk Management	適応	Agriculture and forestry	ICRAF
30	2015/4/5	モンゴル	Revision of existing Renewable Energy Law of Mongolia and developing framework of activities for enactment of draft Law of Mongolia on Energy Conservation	緩和	Energy supply	UDP, NREL
31	2015/4/14	モザンビーク	Feasibility study to use waste as fuel for cement factories	緩和	Waste management	
32	2015/6/15	マリ	Study of technical and economic feasibility to remove barriers to the implementation of drying and storage technologies for okra, mango and potatoes to support food security	適応	Agriculture and forestry	(UNIDO 公募)
33	2015/6/16	セネガル	Technical support for the POTOU Renewable Energy Technologies Plant (CSP and Wind)	緩和	Energy supply	
34	2015/6/25	アルバニア	Regional Energy Efficiency Action Plan for ESD in Albania	緩和	Energy use	
35	2015/7/1	ベトナム	Bio-waste minimization and valorization for low carbon production in rice sector	緩和	Industry	
36	2015/7/28	マダガスカル	Creating a technology development and education centre for climate change To support the replacement of F-refrigerants used in	適応, 緩和	Cross-sectoral	
37	2015/8/5	チリ	refrigeration system in food processing production and exports (fruits and vegetables)	緩和	Industry	

No.	提出日	国	プロジェクト	目的	セクター	TA*ほか
38	2015/8/18	ギニア	Optimising Guinea's access to climate change 適応 funding Rehabilitation and Modernization	適応,緩和	Cross-sectoral	
39	2015/8/26	ボスニア・ヘルツェゴビナ	of the district heating (DH) system in the City of Banja Luka - focus on energy efficiency	緩和	Energy use	
40	2015/9/29	エクアドル	Design and scale-up of climate resilient waste management and energy capture technologies in small and medium livestock farms	適応,緩和	Water,Waste management, Energy supply, Agriculture	
41	2015/10/2	エクアドル	Technology transfer and spread of gasifiers and biodigesters of residual biomass to minimize greenhouse gas emissions from MSW	緩和	Waste management, Energy supply	
42	2015/10/15	アルジェリア	Technical assistance on the design and construction of a ground-based photovoltaic plant of 1MW rated capacity	緩和	Energy supply	
43	2015/10/17	マリ	Technical support for the CSP - Pilot Plant	緩和	Energy supply	
44	2015/11/18	ケニア	Research on low cost green technologies for sustainable water service delivery Feasibility study and development of an action plan to	適応	Water	
45	2015/11/20	ベニン	promote the manufacture of small power wind turbine components and implementation of a pilot project	緩和	Energy supply	
46	2015/11/23	イラン	Desalination Plant including Power Generation (in Mega Watt scale)	緩和	Water	
47	2015/11/25	タンザニア	Promoting the sustainable use of solar photovoltaic technology in Tanzania	適応,緩和	Energy use	

No.	提出日	国	プロジェクト	目的	セクター	TA*ほか
48	2015/11/25	タンザニア	Enabling community of Pwani, Lindi and Mtwara access efficient and low emission biomass stoves for the household and institutional cooking Development of technology tools for the assessment of impacts,	適応,緩和	Coastal zones, Energy supply, Forestry	
49	2015/11/25	ウルグアイ	vulnerability and adaptation to climate change in the coastal zones of Uruguay Development of Product	適応	Coastal zones	
50	2015/11/26	エチオピア	Standard & Comparative Labeling of "Electric Injera Mithad" Technical Assistance for piloting rapid uptake of industrial energy efficiency and efficient water utilisation in selected sectors in Zimbabwe	緩和	Energy use	
51	2015/11/27	ジンバブエ	Developing a Climate-Smart Agriculture Manual for Agriculture Education in Zimbabwe	適応,緩和	Industry	
52	2015/11/27	ジンバブエ	High resolution regional climate model projections for Thailand	適応,緩和	Agriculture and forestry	Early Warning and Environmental Assessment
53	2015/11/30	タイ	Capacity Building on Technology Development for Efficient Use of Resources in Agriculture Sector	適応	Agriculture and forestry	
54	2015/11/30	タイ	Development of a Tonga Energy Efficiency Master Plan for Tonga Capacity building on project planning, development, management, implementation, monitoring and translation of strategies/policies into bankable investments	緩和	Energy use	
55	2015/12/9	トンガ				
56	2015/12/9	ジンバブエ		適応,緩和	Cross-sectoral	

No.	提出日	国	プロジェクト	目的	セクター	TA*ほか
57	2015/12/12	ギニア	Support for the installation of a compost production plant	緩和	Waste management	
58	2015/12/18	コスタリカ	Development of a National Metrics System for Climate Change (SINAMECC)	適応,緩和	Cross-sectoral	
59	2015/12/18	コスタリカ	Development of a protocol for the planning, management and implementation of measures in land use planning at the level of Local Governments	適応	Cross-sectoral	
60	2016/1/13	南アフリカ	The Development of Technology Needs Assessment at Subnational Level	適応,緩和		
61	2016/1/19	ヨルダン	Capacity Building in Prepare Project Proposal to access Funding	適応,緩和	Cross-sectoral	
62	2016/1/28	モーリシャス	Identification, Characterization and exploitation of Potential Offshore Sand Banks/Deposits	適応	Coastal zones	
63	2016/1/29	タイ	Urban Flood – Early Warning System	適応	Early Warning and Environmental Assessment	
64	2016/2/6	ガーナ	Early drought warning and forecasting considering climate change and climate variability	適応	Agriculture and forestry	

TA: 技術支援サービス提供者 (Technical Assistance Service Providers)

(出典) CTCN のホームページをもとに RITE 作成

### 3.6. CTCN の作業プログラムと資金

#### 3.6.1. 2015 年の CTCN 活動目標・目的達成に関するガイダンス

#### 3.6.2. 2016 年の作業プログラム・年間業務計画の承認

#### 3.6.3. 2016 年予算の承認

2015 年の CTCN 活動目標・目的達成に関するガイダンス、2016 年の作業計画 (AB/2015/6/6b) の承認及び 2016 年予算の承認について、クローズド (事務局・委員のみ) の形で議論が行われた。最終日に事務局より出された予算改定案に対して、暫定 (provisionally) 承認するが完全承認はできないとの意見があり他委員も賛成したことから、暫定承認とした上で後日オンラインにて AB により正式に承認されることとなった。

### 3.7. 技術支援

#### 3.7.1. 技術支援リクエスト管理のガイダンスとリクエスト資格・優先順位付け基準の承認

#### 3.7.2. 途上国からのリクエストに対する CTCN による対応の適時性・適切性に関するモニター・評価・査定の規定及び手続きの承認

#### 3.7.3. CTCN 技術支援の設計・実施経験にかかわるガイダンス

事務局より①TA リクエストへの対応プロセス (AB/2015/6/7a)、②TA のモニタリング・評価 (M&E) に係る規定及び手続き (AB/2015/6/7b) について説明があり、①についてはガイダンス、②について承認が求められた。加えて TA 実施に係る新たな課題として、当該途上国内に既に存在する技術等の要求、ビジネスプラン策定や資金のマッチメイキングに関する支援、契約のファシリテーション等のリクエストが増えてきていることについて説明があった。

TA のプロセス全体への M&E が欠けていること、GHG 削減量や削減費用対効果など TA のインパクトを評価すべきである、GHG 削減量やキャパビルで受け入れた人数 (ジェンダーの観点から男女の内訳も) 等の定量的な情報を評価すべきであるといったコメントがあり、これらを以って②が承認された。

### 3.8. コラボレーション及び情報・知識アクセスの促進

#### 3.8.1. 知識マネジメントシステム (KMS) と気候技術ライブラリのさらなる進展のためのガイダンス

#### 3.8.2. 情報・知識パートナー (DNV-GL、CDKN、REEP、CTI-PFAN、REN21) とのコラボレーション

#### 3.8.3. COP21 へ向けた CTCN のアウトリーチ

#### 3.8.4. 2014/2015 の CTCN 活動とりまとめについてのガイダンス

KMS と気候技術ライブラリのさらなる進展のための活動 (AB/2015/6/8a)、情報・知識パートナー (DNV-GL、CDKN、REEP、CTI-PFAN、REN21) とのコラボレーション、COP21 期間中のサイドイベントなど CTCN のアウトリーチ活動計画、2014/2015 年における CTCN 活動進捗レポートのアウトライン (AB/2015/6/8d) について CTCN 事務局が説明し、AB によるガイダンスを求めた。

KMS において、マッチメイキング支援機能により、リクエストと支援提供者 (コンソーシアムパートナー、ネットワークメンバー) を技術マネージャーが簡単にマッチできるようなシステムや、ネットワークメンバー専用ページ等を作成中と説明があった。

これに対し、「必要な TA リクエストに関する情報が現在の Web サイトには掲載されていない」、「TFM、LDCs 技術バンクとのコラボレーションを図るのがよい」、「技術が日々進歩していることを踏まえ技術ライブラリの情報は常に最新の情報に更新していく事が重要である」、といったコメントがあった。

CTCN 議長は、KMS 及び技術ライブラリは、既存の様々な情報プラットフォームを統合する Library of the libraries になるポテンシャルがあること、TFM へのインプット及び協力を実施していくべきであると発言した。CTCN ディレクターはライブラリに載せる情報について、CTCN は技術を評価することはせず、情報の更新も情報提供者が行うことを想定していると補足した。

### 3.9. ネットワーク、パートナーシップ、キャパシティビルディングの強化

#### 3.9.1. CTCN 活動におけるネットワークメンバー加盟に関するガイダンス (先進国における NDE の役割、インキュベータープログラム以外の途上国 NDE 支援も含む)

事務局より、地域別 NDE フォーラム (タイ、タンザニア、アルメニア、コスタリカ等) や各種

CTCN が参加したイベント（Carbon Expo 等）、Webiner 活動について報告があった。その上で次の 2 点について AB からのガイダンスを求めた：①ネットワークメンバーは途上国 NDE の TA リクエスト作成支援に関与可能か、その場合条件は、②途上国 NDE が国内をコーディネーションするための追加的な支援と資金を出すべきか。

これに対し各委員からは質問が不明確であるとの指摘がなされ、現時点では①②共に「No」との意見が多く挙げられた。また TEC 議長が①については利害相反が起こりかねないことを指摘、ただ必要であれば AB でも TEC のようにタスクフォースを立ち上げてはどうかと示唆した。②については途上国 NDE へのこれ以上のガイダンスは不要であると強い反対があった。

### 3.9.2. 他の国際機関（UN や UN 以外）、地域イニシアティブ、既存の技術移転ネットワークと CTCN の関係に関する情報

#### 3.9.3. ネットワーク構成に関する基準とネットワークメンバーとしての組織指定基準の承認

ネットワークメンバー選定基準及びメンバーシップに関する見直しについて AB5 会合にて問題提起されたことを受け、事務局は申込書をシンプルにして応募のハードルを下げたこと等を説明した。

またネットワークメンバーの関与についてまだ CTC 側から十分に働きかけができていないことから、現状の 2 年でメンバーシップを更新するルールから、CTCN から改めて連絡があるまで有効とする案（AB/2015/6/9c）が事務局より提示され、承認された。

#### 3.9.4. ステークホルダー関与戦略の承認

第 5 回 CTCN AB 会合で議論したステークホルダーの関与計画について、その目標や計画についてまとめたドラフト（AB/2015/6/9d）が示され、「ステークホルダーのバランスが悪く、NGO、特に女性や先住民等関連のコミュニティも含んだ ENGO の関与を拡大させたい（ENGO）」といったコメントもあったが、承認された。

#### 3.9.5. 気候技術の実証・研究開発に関するグローバルコラボレーションのガイダンス

「R&D は技術サイクルの一部であり、技術メカニズムで対処すべき重要な分野。次の AB 会合でこのような活動を CTCN がどう支援するのか、事務局が提案を準備した上で議論したい」、「R&D 分野に資金を確保し、TA として支援をしてほしい」、「TEC の 2016-17 作業計画では、R&D を扱う予定。TEC と CTCN がコラボレーションできるエリアであり、共同タスクフォースを立ちあげられるのではないか」、「CTCN は資金がなく、どの分野に付加価値があるか見極める必要がある。現状のクライテリアにおいては、R&D にファンディングするのはプライオリティではない」、「技術支援リクエストをベースにどのような支援が可能か考えるべき」、「すでにさまざまな R&D プログラムは多く存在する」。といった意見があった。

事務局に加え少人数の AB メンバーがペーパーを準備して TEC 両議長のインプットを求め、次回の AB 会合で議論することとなった。

### 3.10. 資金とのリンク

#### 3.10.1. GCF を含む資金メカニズムと技術メカニズムのリンケージに関するガイダンス

#### 3.10.2. GEF の CTCN 支援及び国際開発銀行とのコラボレーションに関して現在も続けられている協議に関するガイダンス

#### 3.10.3. CTCN のコストに見合う資金動員に関するガイダンス

CTCN ディレクターより、GCF と CTCN 間の協力について、議長間のフォーマルな連携に加えて、オンラインデータ間の連携（KMS、M&E）、NDE と NDA との連携、フォーラムや会合の共同開催による連携等を検討していると報告があり、AB にガイダンスを求めた。

また GCF 事務局がオンラインで参加し、GCF の活動進捗について（NDA は 135 に増加、20 の認定機関が登録、Readiness プログラムが開始されたこと等）説明があった。技術メカニズムとの連携は優先事項だが、時間の関係で 2016 年に開始予定であること、今年は電話会議やパリでの直接の会合において技術メカニズムとの連携を図りたいこと等、説明があった。

「TA リクエストの対応に GCF から資金支援がなされる可能性はあるか」という質問に対しては、技術的な側面が提案書の一部として含まれるのであれば支援対象となり得、またキャピタルも含めて技術移転の支援が GCF のマニフェストに含まれると回答があった。「資金メカニズム側から技術メカニズム側に期待するインプットは何か」という質問に対しては、GCF がこれから立ち上げるアドバイザーパネル（Independent Technical Advisory Panel: ITAP）へ専門的支援・情報提供を期待していると回答があった。「GCF 認定機関の一つである UNEP を通して CTCN の活動資金を支援要請することは可能か」という質問については、GCF の支援は国主導（country-driven）が原則であり、途上国 NDE を巻き込んだ提案書のみが支援対象となる旨の回答があった。

事務局より GEF と CTCN との協力として、①GEF による CTCN サポート、②地域センターとのコラボレーション、それぞれについて紹介があった。①については GEF から 180 万米ドル/3 年間で第 5 次拠出期間（GEF-5）の資金より拠出されており、中規模プロジェクト（MSP）として CTCN が選定した TA（例：ウガンダの地熱発電）が実施される予定であると説明された。

GEF 事務局はオンラインで参加し、支援の状況について説明しつつ、途上国現地の金融機関と気候変動プロジェクトのマッチメイキングによる Co-financing が当該支援の重要な要素であることを強調した。Co-financing として動員できると見込んでいる想定金額についての質問については、CTCN 事務局から 720 万米ドルと回答があった。GEF が PSP のもとで支援する 4 つの地域センターに関するアップデート及び将来の展望についての質問については、本年 8 月にマニラ（ADB 主催）において協議の場があったこと、GEF-6 における気候変動プロジェクトへの拠出は国別のアロケーションとなっており（地域センターへの直接の資金支援はなく）、各国の優先順位にもとづいた支援が実施されること、また前述 MSP のような国別のプロジェクト支援であれば可能性があると回答があった。

### 3.11. 次回会合の日程と場所

AB7 会合は UNIDO がウィーン開催を招致しており、2.5 日間の日程で 4 月 4～15 日の間にて、TEC と back to back で開催することを検討することとなった。

### 3.12. そのほか

附属書 I 国のメンバーであるトルコより、CTCN に対して支援要請レターが提出されたことについて Jukka Uosukainen ディレクターより説明があり、その可否について議論がなされた。トルコからのオブザーバーより、トルコはまだ途上国であること、GEF 等からの支援を受けた実績が

あることを踏まえ、CTCN からの支援も受けられるべきとの説明があった。最終的に CTCN ディレクターは COP 決定が必要との見解を示した。

## 4. 第 11 回技術執行委員会 (TEC11)

平成 27 年 9 月 7～11 日にドイツ・ボンにおいて第 11 回技術執行委員会 (11th meeting of the Technology Executive Committee: TEC11) が開催された。日本からは島田環境省参与が TEC 議長として参加、(公財)地球環境産業技術研究機構 (RITE) 和田主任研究員、(公財)地球環境センター (GEC) 村山研究員がオブザーバーとして参加した。

### 4.1. 開会

TEC 議長より開会の挨拶

### 4.2. 組織的事項 (Organizational matters)

#### 4.2.1. アジェンダの採択

アジェンダ (TEC/2015/11/1-2) が採択された。

#### 4.2.2. 作業概要 (Organization of work)

TEC 議長より、当会合における作業は 3 つのクラスター (①COP21 への提出物に係る作業、② TEC 作業計画に基づく作業、③その他) に分けることが説明された (TEC/2015/11/3)。

#### 4.2.3. メンバーシップ

Xiaohua Zhang (中国) に代わり Sha Fu (中国) が新 TEC メンバーとなった。

### 4.3. 関連イベントの成果

#### 4.3.1. 2015 年 6 月ボン会合 (SB42)

2015 年 6 月 1-11 日にボンで開催された SB42、ADP2-9 の報告。TEC がポズナン戦略プログラムを評価した中間報告を行ったこと、GEF がポズナン戦略プログラム下での技術移転の進捗について報告したこと、その他関連イベントについて報告があった。SBI43 においてそれぞれ最終評価レポートを提出する予定が示された。(TEC/2015/11/4)

#### 4.3.2. ADP2-9、2-10

2015 年 6 月の ADP2-9 ワークストリーム 1 では、2 月のジュネーブ交渉テキストをベースにテキストの統合・整理作業が行われ、技術については Tosi Mpanu Mpanu (コンゴ) と Artur Runge - Metzger (EU) を共同ファシリテーターとし、5 回のファシリテーション会合が開催された。パリ合意に含めるものと COP21 決定に含めるものを区別すべきであること、さらに交渉が必要な論点についてはどちらにも含めずに別立てとすることを原則に 7 月 24 日までに共同議長がドラフトを準備することになった。ADP2-9 ワークストリーム 2 では 2020 年までの野心強化について議論され、技術関連の要素も含まれていた。また再生可能エネルギー及び都市の省エネについて、2 つの技術専門家会合 (TEM) も開かれ、TEC も議論に貢献した (TEC/2015/11/5)。

8 月 31 日から 9 月 4 日にボンで開催された ADP2-10 ワークストリーム 1 では、7 月 24 日に公表されたシナリオノートをベースに交渉が進められた。技術に関しては、合意に関するパート 1 では 20 条に、COP 決定に関するパート 2 ではパラグラフ 34-38、未決要素を集めたパート 3 ではパラグラフ 70-73 が該当する。ADP2-10 ワークストリーム 2 では、決定ドラフトをもとに交渉が行われ、TEM は開催されなかった。技術のセクション G では、いくつかの点で意見の集約が見られたが、イノベーションへのアクセスやグローバルゴールなどさらに議論が必要な部分もあり、この議論を踏まえ共同議長が新たなテキストを準備することとなった旨の報告があった。

議論の中で、TEM は TEC がやっていることと同じことをやっており非効率ではないか、ADP に対して TEC がどのように貢献できるかも含めて検討すべきであるという指摘があった。

#### 4.3.3. 2015 年 7 月アジスアベバ開発資金会合（第 3 回）

国連環境計画（UNEP）の Zitouni Ould-Dada 氏より 2015 年 7 月 13 日から 16 日にかけてアジスアベバで第 3 回開発資金会合が開催され、ポスト 2015 開発アジェンダの 1 つとして立ち上がる技術ファシリテーションメカニズム（Technology Facilitation Mechanism, TFM）を含むアジスアベバ行動アジェンダ（AAAA）が採択されたとの報告があった。

TFM は 7 月に採択され、9 月 26 日に正式立ち上げられるマルチステークホルダーによるコラボレーション。TFM は SDG 達成のための実施手段であり、8 つの国連機関からなるタスクチーム、毎年のフォーラム、オンラインフォーラムの 3 要素からなっている。また、2017 年までに LCD のための技術バンクを整備する予定になっている。

技術メカニズムと TFM の重複の可能性について複数の委員から懸念が示されたが、TFM は 17 つある SDGs を広範にカバーするものであり、気候変動に焦点を置く技術メカニズムと重複するものではないと Zitouni Ould-Dada 氏（UNEP）より説明があった。

また複数の委員が LDCs のための技術バンクについても説明を求め、Zitouni Ould-Dada 氏（UNEP）は①科学・イノベーションにおけるキャピタル支援の役割、②特許バンクの役割、③研究に係るコラボレーションを促進する役割を持つと説明があった。これらに対して CTCN AB 委員は TFM 側に技術メカニズムの活動を理解してもらうために能動的にアプローチする必要があること、TT:Clear やナレッジ・マネジメントシステム（KMS）と TFM のオンラインプラットフォーム間の連携の必要であること、TEC メンバーがアンバサダーとなって技術メカニズムの活動を TFM 側に伝えていくべき、といったことを指摘した。

#### 4.3.4. そのほかの会合

8 月に技術メカニズムと資金に関する議論がマニラにて行われたこと、TEC からは議長が、また各地域開発銀行、UNFCCC 事務局、地球環境ファシリティ（GEF）、CTCN からそれぞれ代表者が出席したことが報告された。各地域開発銀行が協調して気候技術開発・移転に取り組むことが確認されたこと、一方で GEF が PSP にて支援してきた 4 つの地域技術・資金センターの支援について、GEF の第 6 次拠出期間（6th replenishment period: GEF-6）にて資金を用意していない旨の発言があったこと等が報告された。

#### 4.4. CTCN 関連

2015 年 4 月 14-16 日に開催された第 5 回 CTCN-AB 会合の結果、第 6 回会合の準備状況及び CTCN の進捗について、CTCN-AB 副議長及びディレクターから報告があった。CTCN-AB 委員からは、地域レベルのフォーラムだけでなく各国への個別支援も重要であるという指摘、また CTCN の技術支援（TA）を経て資金機関やドナー支援への提案書が出されたものがあるかという質問があった。CTCN ディレクターは資金の不足に言及しつつ、国別支援はインキュベータープログラムにより実施していることを説明し、GIZ がいくつかの TA リクエストに対し自己資金を投入して支援していることを紹介した。

#### 4.5. 技術ニーズ評価（TNA）

##### 4.5.1. TNA 結果実施の強化に関するガイダンス

COP20 のマニフェストにより、TEC の 2014-15 の作業計画において、TEC は TNA 結果実施の強化に関するガイダンスを準備することになっており、SB43 において中間レポートを提出することになっていることを踏まえ、TNA タスクフォースより作業の進捗が報告された。TEC/2015/11/6 は TNA 成果の実施を強化するためのガイダンスに関する中間報告、TEC/2015/11/7 はガイダンスをまとめるにあたり、改善案についての意見を公募（2015 年 5 月 8 日-6 月 26 日）し、寄せられた意見の概要をまとめたもの。TEC/2015/11/7 の構成と概要は以下のとおり。

表 4-1 TEC/2015/11/7 パート III の構成と概要

セクション	内容
セクション A.	TNP プロセスの長所と課題：【長所】国主導であること、国家計画のプロセスに貢献していること、優先順位をつけるにあたっての多基準意思決定分析など複製可能な方法論、国と技術提供者のパートナーシップ、主要政策の特定など。【課題】セクター別の開発計画など主要な国家計画とリンクしていないこと、技術ユーザーの視点が欠けたトップダウン的なプロセスであること、技術の特定から実施までの道程が長いこと、プロジェクト提案を検討する資金提供者に関するガイダンスが欠けていること、規範主義的で柔軟性に欠けていること、自国の資金源を利用するという視点が欠けており所有意識が欠けていること、等。
セクション B.	TNA プロセス改善方法、提案：TAP の対象を広げる、TNA プロセスの早い段階で資金コミュニティを招く、ローカルの民間部門を関与させる、資金コミュニティによるレビュー、技術利用における男女の違い、TAP からプロジェクト・アイデアにいたる導入プロセスの欠如、TAP 実施のためのより具体的なガイダンス、プロジェクト文書作成のためのテンプレート、資金提供者のデータベース。
セクション C.	TNA プロセスに欠けているもの：早い段階において TNA 関係者と技術ユーザー、市民の間でのコンサルテーション、技術導入を専門とする人の関与、CTCN リクエストフォームと TNA テンプレートの統合、enabling environments を特定すること（特に技術移転を実施するためには IPR が重要であること）を強調、評価とモニタリング、など。
セクション D.	ステークホルダーを関与するにどうすればいいか：様々なステークホルダーの異なるインセンティブに配慮する、民間部門が確固たる役割を果たす必要性、情報へのアクセス改善、など。
セクション E.	TNA をプロジェクト・アイデアにしていく方法：既存のプロジェクトをうまく活用し、キャパビルやワークショップを行う際に資金コミュニティも招く。
セクション F.	既存のガイダンスの改善：アカデミアや産業界とのパートナーシップ。
セクション G.	資金側に必要な情報：投資リスク、セクター別計画、資金の持続可能性、報告フォーマットのさらなる整合性
セクション H.	TNA や TAP が National Communications や NAPA でどう効果的に使われているか：多くの TNA や TAP が NAPA などを用いており、このプロセスは相互に補強されていくものと考えられる。

セクション I.	TNA の認知度をあげるにはどうすればいいか：都市にフォーカスした活動、変更可能な TNA のプロセス、キャパシティ・ビルディングと資金ニーズの計画。
----------	---

(出典) TEC/2015/11/7

この中間報告に対し TEC 委員から、タスクフォースにより準備された成果物を見ると中間報告ではなく最終報告として SB43 に提出できるのでは、との発言があった。また、TNA そのものの実施及び TNA 成果の実施のためのキャパビル支援が必要であること、TNA の成果実施にかかるコストとリスクについて明記することを提案しつつ途上国が Bankable な提案書ドラフトを作成する支援が必要である、といった指摘があった。以上を踏まえて分科会にて詳細な検討が行われ、同ガイダンスを最終化したうえで、SBI43 に最終報告として提出することに合意した。

#### 4.5.2. TNA のグッドプラクティスに関するペーパー

TEC の 2014-15 の作業計画において、TEC は TNA、TAP、プロジェクト・アイディアのグッドプラクティスに関するペーパーを作成することになっており、本会合に先立って最終ペーパーのドラフト (TEC/2015/11/8) が提示され、事務局より同ペーパーのドラフトについて内容説明があった。また、当該ペーパーは前述 TNA 成果の実施に係る TEC のガイダンスを提出する際に、ガイダンスを検討するための背景情報として含めるものである旨、説明があった。

説明を踏まえ当該ペーパーの活用方法について議論が行われ、当該ペーパーが前述のガイダンスに含まれることに合意された。

### 4.6. 気候技術ファイナンス

#### 4.6.1. 技術移転に関するポズナン戦略計画の評価

SBI41 で TEC が PSP を評価することが招請されたことを受け、SBI43 にて最終報告を提出するため、新規・横断的事項 (emerging and cross-cutting issues) タスクフォースが準備した最終報告書ドラフト (TEC/2015/11/9) をもとに議論された。

PSP に関する GEF の報告書は現在年 2 回 (毎 SBI) 提出されているが、技術移転のプロジェクトに係る時間が長期に渡りがちであり、また GEF の負担軽減の観点から年 1 回にしてはどうか、SBI 交渉において挙がる GEF への質問は大抵 GEF の報告書に書かれている内容であることから、情報が見つけやすいように報告の構成をシンプルにすべき、といった提案があった。また、今後 TEC が PSP の活動にガイダンスを与えていくために正式なモダリティ及び手続きを検討すべき、PSP を技術メカニズムの中に位置づけるべきであるといったコメントがあった。

これらの意見を踏まえ、特にキーメッセージについて分科会にて詳細な議論が行われたのち、PSP 評価結果の最終報告について TEC にて合意された。

#### 4.6.2. GCF とのコラボレーション

TEC が提出した COP20 にて技術・資金メカニズムのリンケージに関する勧告を踏まえ、TEC が GCF と協調を図ってきたことについて GCF への質疑応答及び議論が行われた。GCF からの代表者 (GCF 理事会共同議長 Henrik Harboe 氏、事務局 Carolina Fuentes 氏) はオンラインで参加。

GCF 側からは、11 月に最初の資金提供にかかる決定に係る理事会を予定していること、準備プログラム (Readiness Programme) の提供が開始されていること、既に 20 の認定機関 (accredited entities) が登録されていること、GCF において独立技術アドバイザリーパネル (Independent Technical Advisory Panel: ITAP) を立ち上げて途上国からの提案書を審査することを予定しており、

その際には TEC から協力を得たいこと等説明があった。

TEC から今年 6 月に TEC 議長を通じて GCF に対してレターを提出しており協調が進んでいることが歓迎された。また TEC 両議長と GCF 理事会共同議長との電話会議の結果として、TEC 両議長の GCF 理事会への参加は 2016 年開始、GCF と TEC における協調の継続、COP21 における直接対話の機会を持つ予定（第 1 週を予定）等報告がなされた。その際には CTCN-AB 両議長の参加も招待された。

質疑応答において「GCF において気候技術に特定した資金のウィンドウは存在するか」という質問に対しては、途上国のニーズに柔軟に対応するためにも当該ウィンドウは設けていないと回答があった。「キャピタル等の GHG 排出削減には直接寄与しない活動に対して GCF がどのように支援するか」、「途上国における適切な緩和行動（NAMA）や INDC の策定支援は可能か」という質問については、GCF は国主導（country-driven）の機関であるためリクエストがあれば対応することを強調しつつ、GHG 削減に直接寄与しない活動は準備プログラムにて支援が可能であるとの回答があった。準備プログラム等を通じて GCF が TNA 実施支援を行った実績はあるかという質問に対しては、実績はないが認定機関である UNEP 等を通じて支援が可能であると回答があった。

#### 4.6.3. 資金に関する常任委員会（Standing Committee on Finance、SCF）へのインプット

SCF からの招請により、SCF から資金メカニズムの運営主体（GCF・GEF）に対するガイダンス案へ TEC がインプットを行うことになっている。SCF からの代表者（SCF メンバー Diann Black-Layne 氏）がオンラインで参加し、質疑応答、議論がなされた。また事務局は、当該作業のための背景ペーパー（TEC/2015/11/10）について説明した。

CTCN の NDE（National Designated Entity）と GCF の NDA（National Designated Authority）が密接にコミュニケーションを取るべきことをガイダンスに含めること、既に TEC で合意したキーメッセージの中から適切なものを選定して TEC からのインプットとすること、などの提案があった。

その後分科会において同提案を採用して作業が進められ、SCF へのインプットが最終化された上で TEC にて合意された。

#### 4.6.4. 気候技術ファイナンスに関する TEC ブリーフ

気候技術資金に係るブリーフを TEC11 にて完成させることとなっており、資金タスクフォースが準備したドラフト（TEC/2015/11/11）をもとに議論がなされた。

GCF が研究開発（R&D）への資金支援を行うように提言する部分について GCF より適切な機関があるはず、固定価格買取制度（FIT）が最も成功した政策ツールであるように記載している点はコスト等ダウンサイドを明記すべきこと、そうでなければ間違ったメッセージを読者に送ってしまう、同ブリーフで提案している政策ツールは LDCs にて活用が難しいものが多い、といった指摘があった。

詳細は分科会にて議論の上でファイナライズされ、TEC にて承認された。

### 4.7. 促進環境と障壁（Enabling Environments and Barriers）

#### 4.7.1. NSI について TEC ブリーフ

TEC11 にて国家イノベーションシステム（NSI）に関する TEC ブリーフを準備することになっており、促進環境と障壁タスクフォースが準備したドラフト（TEC/2015/11/12）をもとに議論がなされた。

技術変化のアウトプットを測る指標として炭素原単位が使われていることについて、各国の産

業構造の違い等を考えると適切ではないこと、NSI 強化に繋がる教育の重要性について教育に関わる省庁や関連機関の役割についても触れるべきこと、国内機関や規制枠組みの NSI 強化に係る役割について詳細に記述すべきことなどの指摘があった。

これら委員からの発言を受けて分科会にて詳細な議論を行い、当該 TEC ブリーフがファイナライズされた上で、TEC にて承認された。

#### 4.7.2. 促進環境 (enabling environments) とバリアに関する将来の作業計画

事務局より NSI に関する今後の作業計画を検討するための背景ペーパー (TEC/2015/11/13) について紹介がなされ、2016-17 年の作業計画における実施事項を検討開始した。

グローバル・イノベーション・インディケーター (GII) への関与について TEC が関与することの妥当性・付加価値に疑問を示すコメントが多かった。そのほか、2°C 目標の達成が危ぶまれる状況下においてイノベーションの促進が不可欠であることを踏まえ新しい技術のイノベーションについて TEC で検討する必要があること、イノベーションに対する各国の投資額が十分か及び NSI 強化のための国同士の協力が十分か、またイノベーションの受皿である市場についての分析が必要である、といったコメントがあった。

TEC がインディケーターに関する作業を実施すべきかどうかについては、過去に技術移転専門家グループ (EGTT) で他のパフォーマンス・インディケーターに関する作業をした経験に触れつつ非常に困難であったことが説明された。

### 4.8. 緩和技術

#### 4.8.1. 分散型再生可能エネルギー発電に関する TEC ブリーフ

TEC11 にて DREG に関する TEC ブリーフを準備することになっており、緩和タスクフォースより提示されたドラフト (TEC/2015/11/14) をベースに議論が行われた。

抑制された需要 (suppressed demand) についての記述がないこと、蓄電池の技術とそのコストについてより強調すべきこと、DREG の高いコストをカバーする方法についての事例を含めることなどの指摘があった。

以上を踏まえて分科会にて詳細な議論が行われた上で同ブリーフが最終化され、TEC にて承認された。

#### 4.8.2. 分散型再生可能エネルギー発電に関するペーパー作成の開始

TEC が関係機関と協力して DREG に関する検討を深めることが今年の作業計画に含まれており、緩和タスクフォースが準備したテクニカルペーパーを踏まえて議論がなされた。

当該ペーパーは IRENA のインプットを受けて作成していることについて、IRENA との作業重複を懸念し、TEC が当該テクニカルペーパーに関与することの付加価値を考えるべきであるという指摘があった。同ペーパーの内容は分科会にて詳細に議論されたのち、2016 年も引き続き検討を継続することが合意された。

### 4.9. 適応技術

TEC12 において、適応技術に関する南-南協力の促進環境と障壁についてのテーマ別対話を開催することになっている。適応タスクフォースからその準備状況について報告があり、TEC 各委員により留意された。

#### 4.10. TEC-CTCN 2015 年共同レポート

##### 4.10.1. COP に対するキーメッセージ

共同年次報告にて、TEC から COP へのキーメッセージ (TEC/2015/11/16) を準備することとなっており、2015 年は TNA、資金、促進環境と障壁 (NSI について) 及び緩和の分野にてキーメッセージを検討した。

各分野のタスクフォースが準備したドラフトをもとに分野毎の分科会にて各キーメッセージを議論し、最終化されたものが TEC にて合意された。

##### 4.10.2. TEC の活動とパフォーマンスに関する報告

共同年次報告書の一部として、TEC の活動報告部分のゼロドラフト (TEC/2015/11/17) が TEC 両議長ガイダンスのもとで事務局により準備された。

構成に関して若干の指摘が委員から挙げたが、事務局の支援のもとで TEC 両議長が最終化することが承認された。

##### 4.10.3. TEC と CTCN の共通セクション

TEC と CTCN からの共同メッセージについて、本来であれば TEC 委員からのインプットを受けて TEC 両議長が CTCN-AB 両議長とともに最終化することとされていたが、数名の TEC メンバーより TEC 全体で合意したものを CTCN-AB に送ること、CTCN-AB にて変更があった場合には TEC メンバーによる再確認プロセスを求める発言があった。

これを受け、TEC 両議長が作成したドラフトをベースに、クローズド (TEC 委員のみ) にて議論が行われた。資金に関する文言について長時間議論が交された末、共同メッセージが合意された。

#### 4.11. コミュニケーションとアウトリーチ活動

事務局より 2015 年前半の活動、TT: CLEAR の更新や Twitter や Facebook 等のソーシャルメディアを活用したアウトリーチ活動について紹介があり、各委員からアウトリーチ活動の幅が広がっていることが歓迎された。他機関が実施している良い方法を参考にしようというコメントがあった。

#### 4.12. 2016-2017 年 TEC 作業計画の要素

TEC の 2016-2017 年作業計画の要素について事務局が用意した資料をもとに検討された。

これまでの TEC の成果である TEC ブリーフやキーメッセージ等を振り返り、統合するタスクが出来ないか、外部から TEC の活動に対するフィードバックを受ける必要がある、フランス語圏アフリカへの NSI に関するフォローアップのためのワークショップ開催をしてほしいといったコメントがあり、CTCN ディレクターは CTCN で対応できる可能性を示唆した。

各委員からのインプットを踏まえ、SB43/COP21 の結果も反映しつつ TEC 両議長が同作業計画のドラフトを準備し、TEC12 にて決定することが合意された。

#### 4.13. 次回会合の場所と日程

2016 年は TEC12 を 4 月 4~6 日 (ボン) で開催することとなった。TEC13 は 9 月 27~30 日から 10 月 4~7 日を候補日とし、次回会合 (TEC12) にて決定することとした。

表 4-2 関連書類一覧

書類番号	内容
TEC/2015/11/1	Provisional agenda for TEC 11
TEC/2015/11/2	Annotations to the provisional agenda
TEC/2015/11/3	Tentative work schedule for TEC 11
TEC/2015/11/4	Background note on the main outcomes of the June 2015 Bonn climate change conference
TEC/2015/11/5	Background note on ADP 2.9 and ADP 2.10
TEC/2015/11/6	Guidance on enhanced implementation of TNA results
TEC/2015/11/7	Background note on a public call for inputs on TNA guidance
TEC/2015/11/8	Draft final paper on good practice of the TNAs
TEC/2015/11/9	Evaluation of the Poznan strategic programme on technology transfer: final report by the TEC
TEC/2015/11/10	Background note on elements for draft guidance to the operating entities of the Financial Mechanism
TEC/2015/11/11	Draft TEC Brief on climate technology financing
TEC/2015/11/12	Draft TEC Brief on national systems of innovation
TEC/2015/11/13	Background note: possible work of the TEC on climate technology innovation indicators
TEC/2015/11/14	Draft TEC Brief on distributed renewable electricity generation
TEC/2015/11/15	Background note on a technical paper on distributed renewable electricity generation
TEC/2015/11/16	Draft key messages for COP 21
TEC/2015/11/17	Zero draft joint annual report of the TEC and CTCN for for 2015
TEC/2015/11/18	Background note on possible elements for the joint chapter TEC and CTCN
TEC/2015/11/19	Background note on possible elements for the TEC 2016-2017 rolling workplan

## 5. 補助機関会合 (SB42)

### 5.1. SB42

2015年6月1日から11日にかけて、ドイツのボンにおいて第42回補助機関会合（「実施に関する補助機関 (SBI)」及び「科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)」)及び「国連気候変動枠組み条約の下での強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会の第2回会合第9セッション」(ADP 2-9)が開催された。技術に関する交渉としては、「SBI議題8 技術移転に係るポズナン戦略計画 (以下 PSP)」が議論された。

#### 5.1.1. ポズナン戦略計画 (PSP)

##### (1) 概要

技術移転に係るポズナン戦略プログラム (PSP) の実行の進捗に関する GEF 報告は、2014年7月から2015年3月までに GEF が実施した技術移転パイロットプログラム、技術ニーズアセスメント、後述の気候技術センター・パイロットプロジェクトを含む PSP の長期実施に係る活動、及び CTCN との協議結果を報告するものである。特に重複が指摘されている、GEF が支援する地域別技術移転・資金センターと CTCN との間における協力の可能性について、引き続き GEF・CTCN 間で協議を行い、GEF が SBI42 にてその結果を報告することが SBI41 において決定された (FCCC/SBI/2014/21, para87)。

加えて SBI40 にて、途上国から PSP と技術メカニズムの活動に対する重複が指摘されたことから、技術メカニズムをさらに強化する目的で TEC が PSP を評価し、SBI42 にて中間報告を行った上で議論し、SBI43 を通じて COP へ最終報告することとなった (FCCC/SBI/2014/21, para88)。

以上を踏まえ、SBI は GEF による PSP の進捗及び CTCN との協議結果に関する報告、また PSP 評価に関する TEC からの中間報告を検討し、今後必要な実施事項を決定することを目的としていた。

関連文書は FCCC/SBI/2015/INF.4 “Report of the Global Environment Facility on the progress made in carrying out the Poznan strategic programme on technology transfer”

(<http://unfccc.int/resource/docs/2015/sbi/eng/inf04.pdf>)、及び FCCC/SBI/2015/INF.5 “Evaluation of the Poznan strategic programme on technology transfer: interim report by the Technology Executive Committee”

([http://unfccc.int/documentation/documents/advanced\\_search/items/3594.php?rec=j&preref=600008461](http://unfccc.int/documentation/documents/advanced_search/items/3594.php?rec=j&preref=600008461))。

FCCC/SBI/2015/INF.4 は、ポズナン戦略プログラムの実施に関する GEF によるレポートで、Part I は UNFCCC におけるこれまでの経緯、Part II は具体的な活動、Part III は CTCN などとの協議になっている。GEF は CTCN と 4 つの地域プロジェクトを支援しており (表 5-1)、その他、イノベーションと投資を促進するための高優先度技術のパイロットプロジェクト、技術移転のための官民パートナーシップ、技術ニーズ評価、技術移転関連会合への出席を実施していることが記されている。

表 5-1 CTCN に関する GEF の支援

Table 1 GEF Projects for Climate Technology Transfer and Financing Centers and for CTCN

Title	Region	Agency	GEF financing (\$ millions)		Co-financing (\$ millions)	Status
			GEFTF	SCCF		
Promoting accelerated transfer and scaled up deployment of mitigation technologies through the Climate Technology Centre & Network (CTCN)	Global	UNIDO	1.8	0	7.2	Project Identification Form approved (June 2014)
Pilot Asia-Pacific Climate Technology Network and Finance Center	Asia and Pacific	ADB/ UNEP	10.0	2.0	74.7	Under implementation
Pilot African Climate Technology Finance Center and Network	Africa	AfDB	10.0	5.8	89.0	Under implementation
Regional Climate Technology Transfer Center	Europe and Central Asia	EBRD	10.0	2.0	77.0	Under implementation
Climate Technology Transfer Mechanisms and Networks in Latin America and the Caribbean	Latin America and the Caribbean	IDB	10.0	2.0	63.4	Under Implementation

(出典) FCCC/SBI/2015/INF.4

FCCC/SBI/2015/INF.5 は TEC による PSP 評価の中間報告で、2015 年前半の活動と予備的な考察、Annex として ToR が含まれている。TEC は SBI43 を通じ COP21 で最終レポートを報告予定になっている。

ベリーズの Carlos Fuller とオーストリアの Elfriede-Anna More を共同ファシリテーターとして 4 回にわたる非公式協議においてテキストがまとめられ、SBI において結論文書 FCCC/SBI/2015/L.7 ([http://unfccc.int/documentation/documents/advanced\\_search/items/3594.php?rec=j&preref=600008526](http://unfccc.int/documentation/documents/advanced_search/items/3594.php?rec=j&preref=600008526)) が採択された。

## (2) 論点

第 1 回の非公式会合では各国がポジションを表明し、GEF の報告については、「地球環境ファシリテーター (GEF) の活動及びその進捗を歓迎」、「CTCN と GEF のコラボレーションに進展がない」、「GEF が PSP の元で支援する 4 つの地域技術移転・資金センターと CTCN の活動の重複をなくすために、引き続き関係機関において協議すべき」、「技術ニーズ評価 (TNA) の成果を実施するためのさらなる支援が必要」といった見解が示された。

TEC レポートについては、「SB43 における最終報告に期待する」、「TEC レポートのマンデートとして課せられていた “preliminary findings” の報告が含まれていないため、当該レポートをベースとして議論するのが難しい」、「2020 年以前の野心向上のために技術メカニズムが担うことの出来る役割についても、PSP 評価のなかで合わせて検討すべき」、「PSP 評価の内容については TEC がタスクフォースを立ち上げて作業を進めているため、交渉では扱わずに TEC に一任すべき」、「資金・技術メカニズムのリンケージについて考慮すべき」、「リンケージに関してはこの議題のマンデート外であることを指摘し、COP21 で議題が立てられていることから、その際に議論すべき」、「適応についてもバランスよく扱うべきこと、また気候技術へのアクセスに係るジェンダーの平等性 (gender equality) についても扱うべき」という意見があった。

これらの見解を踏まえ、第2回非公式会合において共同ファシリテーターより結論文書案が示され、これに基づきパラグラフごとに検討が行われた。主に「CTCNがTNAを実施するための技術的支援を行うことを明記するかどうか」、「Genderに関する表現（balanceかequalityかresponsivenessか）」、「特にLDC及びアフリカの発展途上国への支援に焦点をあてた記述にするか」、「2020年以前の野心向上における技術メカニズムの役割」、「GCFが技術メカニズムの将来的なキーパートナーであることに留意するかどうか」といったことが論点となった。

検討の結果、CTCNのTNA実施支援については、パラ4が“the CTCN may provide technical support to non-Annex I Parties, at their request..”という表現になった。Generにかんする表現は“gender responsiveness”という用語がパラ6において採用された。特定の国（LDCやアフリカの発展途上国）を対象とすることや2020年以前の野心向上に関連する記述は見送られ、GCFについては他の機関同様TECが引き続き協議していくことが奨励された。（パラ7）

### (3) 結論文書と結論のポイント

Version 1 of 4 June 2015 at 12:00	FCCC/SBI/2015/L.7
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. The Subsidiary Body for Implementation (SBI) welcomed the report of the Global Environment Facility (GEF) on the progress made in carrying out the Poznan strategic programme on technology transfer.</li> <li>2. The SBI also welcomed the collaboration between the Climate Technology Centre and Network (CTCN) and the regional technology transfer and finance centres supported by the GEF under the Poznan strategic programme. It invited the GEF to provide more detailed information on its ongoing collaboration with the CTCN in its future progress reports.</li> <li>3. The SBI also invited the GEF to provide financial support to Parties not included in Annex I to the Convention that have not yet conducted their technology needs assessments (TNAs) under the Poznan strategic programme so that they may do so, in accordance with decision 11/CP.17, paragraph 2. The SBI recalled its invitation to the GEF at SBI 40 to provide financial support for the implementation of the results of TNAs, including technology action plans and project ideas.</li> <li>4. The SBI welcomed the interim report of the Technology Executive Committee (TEC) on the</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. The Subsidiary Body for Implementation (SBI) welcomed the report of the Global Environment Facility (GEF) on the progress made in carrying out the Poznan strategic programme on technology transfer.</li> <li>2. The SBI also welcomed the collaboration between the Climate Technology Centre and Network (CTCN) and the regional technology transfer and finance centres supported by the GEF under the Poznan strategic programme. It invited the GEF to provide more detailed information on its ongoing collaboration with the CTCN in its future progress reports.</li> <li>3. The SBI also invited the GEF to provide financial support to Parties not included in Annex I to the Convention (non-Annex I Parties) that have not yet conducted their technology needs assessments (TNAs) under the Poznan strategic programme so that they may do so, in accordance with decision 11/CP.17, paragraph 2. The SBI recalled its invitation to the GEF at SBI 402 to provide support for the implementation of the results of TNAs, including technology action plans and project ideas.</li> <li>4. The SBI noted that the CTCN may provide technical support to non-Annex I Parties, at</li> </ol>

<p>evaluation of the Poznan strategic programme, undertaken with the aim of enhancing the effectiveness of the Technology Mechanism, and looks forward to the final report of the TEC on the findings of the evaluation, which will be provided to the Conference of the Parties through SBI 43 (November–December 2015).</p> <p>5. The SBI encouraged the TEC, in evaluating the Poznan strategic programme, to consider how the programme has provided support for technologies for adaptation and taken into account gender equalities, as well as how the Technology Mechanism may support Parties in raising their pre-2020 ambition.</p>	<p>their request, to facilitate the implementation of TNAs conducted or updated under the Poznan strategic programme, in line with its functions decided by the Conference of the Parties (COP) at its sixteenth session.</p> <p>5. The SBI welcomed the interim report of the Technology Executive Committee (TEC) on the evaluation of the Poznan strategic programme,<sup>5</sup> undertaken with the aim of enhancing the effectiveness of the Technology Mechanism, and looked forward to the final report of the TEC on the findings of the evaluation, which will be provided to the COP through SBI 43 (November–December 2015).</p> <p>6. The SBI encouraged those providing inputs to the evaluation of the Poznan strategic programme to consider how the programme may provide support for technologies for adaptation and take into account gender responsiveness.</p> <p>7. The SBI also encouraged the TEC, in evaluating the Poznan strategic programme, to continue to consult Parties, the Green Climate Fund, GEF implementing agencies and other relevant entities on how to enhance the effectiveness of the Technology Mechanism.</p>
--	---

- 地球環境ファシリティ（GEF）による PSP の実施及び、気候技術センター・ネットワーク（CTCN）の活動（パラ 1）と GEF が PSP の元で支援する地域技術移転・資金センターとの協調を歓迎しつつ、今後の GEF 報告書では現行の協調についてより詳細な報告をすることとされた（パラ 2）。
- 加えて GEF に対し、技術ニーズ評価（TNA）を未実施の非附属書 I 国に対して資金的支援をすることが依頼され（パラ 3）、また CTCN が TNA の成果実施を促進するための技術的支援をする可能性について留意された（パラ 4）。
- SB40 で技術執行委員会（TEC）に依頼された PSP の評価につき、TEC が提出した中間報告書に関して、TEC が SB43 を通じて COP21 へ最終報告することに期待すること（パラ 5）、評価における情報提供者（主に GEF を想定）は PSP においてどのように適応の支援ができるか及びジェンダー・レスポンスの観点を考慮できるかについて検討することとされた（パラ 6）。さらに同評価の際には、締約国、緑の気候基金（GCF）、GEF 実施機関やその他関連機関と引き続き協議し、いかにして技術メカニズムの有効性を強化できるかについて検討す

ることとされた（パラ 7）。

## 5.2. ADP 2-9

### 5.2.1. ワークストリーム 1（2015 年合意についての議論）

ワークストリーム 1 では 2015 年 2 月にスイス・ジュネーブで開催された ADP 第 8 セッションの議論を経て「ジュネーブテキスト（交渉テキスト、FCCC/ADP/2015/1）」が作成された。本第 9 セッションでは、これを整理・統合することを目的としていた。

交渉テキストは A：前文、B：定義、C：総則／目的、D：緩和、E：適応/損失と損害（ロス・アンド・ダメージ）、F：資金、G：技術開発・移転、H：能力開発（キャパシティ・ビルディング）、I：行動と支援の透明性、J：目標の時間枠及びプロセス、K：実施の促進及び遵守、L：手続・組織事項）から構成され、パラグラフ 128 から 133 までが技術（G）に関する部分となっている。パラ 128 が長期技術目標、パラ 129-130 が一般的事項、パラ 131 がコミットメント、パラ 132-133 が制度的アレンジメントになっている。

Tosi Mpanu Mpanu（コンゴ）と Artur Runge-Metzger（EU）を共同進行役とし、非公式会合においてテキストをスリム化する議論が行われた。この結果、数パラグラフが簡素化、統合されたが、多くの論点で見解がまとまることがなかった。他のセクション同様、共同議長が整理・統合されたテキストを作成し、これを本年 7 月 24 日までに締約国に示すこととなった。

### 5.2.2. ワークストリーム 2（2020 年までの緩和の野心向上）

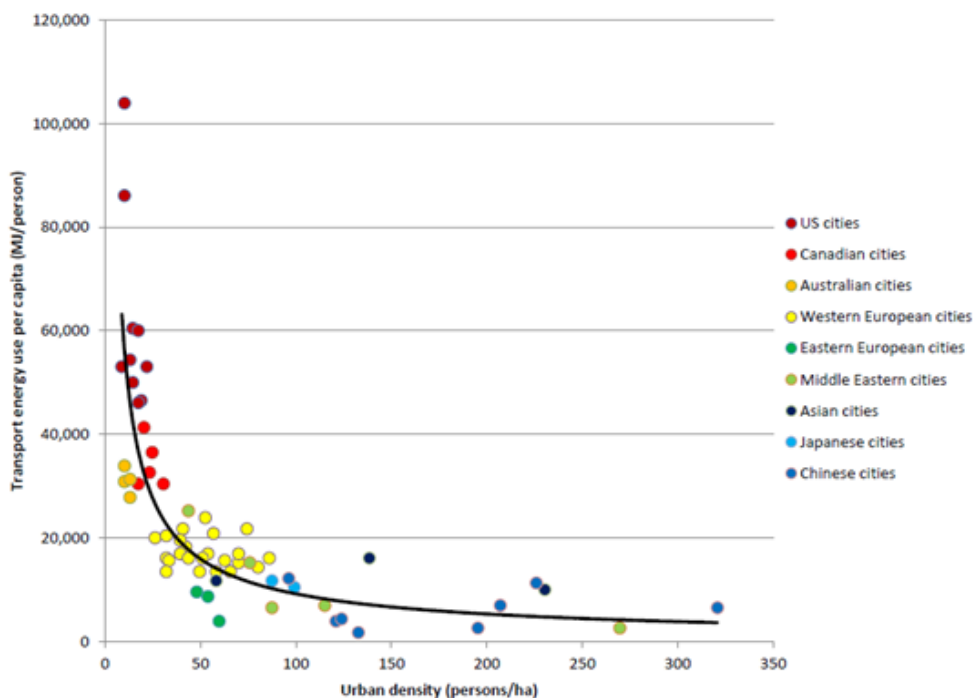
ワークストリーム 2 では、吉田綾交渉官（日本）と George Wamukoya（ケニア）を共同ファシリテーターとして 2020 年までの野心向上、及びそのために COP20 決定において ADP に要請された「技術的検討プロセス」の推進を含む COP21 決定に含めるべき要素について議論された。

また、削減ポテンシャルの大きな技術・政策や、障壁とそれを克服した経験を集約・共有するための TEM（技術専門家会合）も開催された。ADP2.9 では「都市環境におけるエネルギー効率向上」と「再生可能エネルギー供給」のテーマが取り上げられた。

「都市環境におけるエネルギー効率向上」については、世界で都市化が進んでおり、世界の資源の 80% を都市で消費されており、喫緊の対策の必要性が必要なこと、省エネは健康面や雇用、経済成長、エネルギー安全保障、廃棄物削減にもつながりコベネがあることなどが紹介された。他方、都市はエネルギー効率から見れば効率的で、（出典）TEM プレゼン資料（UDP Transport Guidebook）

図 5-1 は都市の人口密度と輸送エネルギー消費の関係を示したもの<sup>2</sup>で、人口密度が高い都市ほど一人あたり輸送エネルギー消費は小さいことを示している。さらに、セクター別に照明、建物、運輸の 3 つのブレイクアウトグループが設置され、詳細な情報交換、意見交換が行われた。

<sup>2</sup> [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/05\\_unep\\_john\\_christensen.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/05_unep_john_christensen.pdf)



(出典) TEM プレゼン資料 (UDP Transport Guidebook)

図 5-1 都市の密度と輸送エネルギー消費の関係

再生可能エネルギーについては普及のための政策や、途上国における取り組み（表 5-2）などが紹介された。IRENA は、再生可能エネルギーのコストは低下し、投資が増え、先進国だけでなく途上国でもキャパシティが増えているが、エネルギーシステムの変革を加速するためには長期的なコミットメントにより市場に正しいシグナルを送るとともに、しっかりとした規制枠組みや電力計画などが必要であることを強調した。また、IDDRI は CO2 排出の大幅削減には需要部門の省エネ、電力供給の低炭素化（再生可能エネルギーが貢献）、燃料転換が 3 本柱となり、再生可能エネルギーの投資コストは絶対額で増加するが、GDP に対するシェアは一定という結果が出てきており、エネルギーシステムの変革は技術的にも資金的にも実行可能という見方を示した。

表 5-2 途上国における再生可能エネルギー普及拡大の取り組み

国	対策
UAE	石油市場などの外部ショックに対応するため RE 普及に取り組んでいる。民間部門が RE に安定的に投資できるよう、さまざまなビジョン、政策を打ち出している。国内（ドバイのソーラーパーク：6¢/kWh と非常に安価）、国際（スペインや US など国際プロジェクト投資や ODA）の両面で対策を講じている。
南アフリカ	かつては FIT により RE の普及拡大に取り組んでいたがコスト負担が大きくなり、代わって 2011 年より IPP が入札により競争的に RE を調達するプログラム（REIPPP）が立ち上がり、コスト面で大きな改善が見られた。
チリ	普及のため民間資金を動員しようとしたが、投資リスクやリターンが低い ため十分に集まらず、産業開発公社（CORFO）が譲許的融資を行い RE の ファイナンスを支援している。普及バリア、リスク、リスク緩和策、さら には <b>enabling conditions</b> を詳細に分析し、GCF は資金的バリアを解消する 役目を果たしようとしている。

### 5.3. サイドイベント等

#### 5.3.1. LPAA

特別イベント The Lima–Paris Action Agenda (LPAA、リマ-パリ行動アジェンダ) (2015 年 6 月 1 日)

- リマ-パリ行動アジェンダは、パリに向け気候行動を高めるため、政府以外のステークホルダーを巻き込み協力を強化していくというもの。イベントは4人のゲストが10分程度 LPAA の取り組みの意義や期待を語るもの。質疑応答はなし。
- COP20 議長 Manuel Pulgar-Vidal (ビデオメッセージ) LPAA は都市、地域、市民、NGO、ビジネスなど様々な主体が対話を重ね、野心を強め、行動につなげていくもの。ペルーで産業界との対話の機会をもった際にも高い期待が寄せられた。
- COP21 議長 Laurent Fabius：どうやって実施に移すかを考える時期にきており、LPAA はパリの成果の鍵となる要素。目標を共有し、協力を強めていくことで、気候行動の実施につなげている。そのためには全てのステークホルダーを動員し、同じ方向性をもって取り組みを進める。
- UN 事務総長気候変動問題アドバイザー Janos Pasztor：多様なステークホルダーが関与することは UN 事務総長も重要と考えている。野心的な目標を代替するものではなく補完するもの。ビジネスサミットでも低炭素社会方向へ向けた方向性が共有され、社会のどのセクターでも行動しなければいけないというコンセンサスができつつあり、森林、運輸、都市などの分野でもさまざまなイニシアティブが世界的に立ち上がっている。
- UNFCCC 事務局長 Christiana Figueres：すばらしい活動で、その行動を祝いたい。政府は方向をリードしていくが、実際に行動するのは非政府の主体なので非常に重要な取り組みで、パリにむけて弾みがつくだろう。LPAA はパリ後も引き続き政府の活動を補完すべく活動を継続させていくべきもの。

### 5.3.2. UNFCCC 関連イベント

Renewable energy and energy efficiency- Shining a Light on Climate Solutions (2015年6月4日)

- 再生可能エネルギー及び省エネルギービジネスの成功事例の紹介。タイの PV ビジネス (SCPG 社)、西アフリカの低炭素住宅建築 (藁や木ではなくレンガで家をつくる)、ベルギーの ESCO、ドイツで太陽光レンタルビジネスを手がけている REDAVIA 社 (レンタルというビジネスモデルにより高い初期コスト、長い保証期間というバリアに対処) が紹介された。
- 質疑応答の中で、それぞれの事業を拡大するためには他国で同様のビジネスをする (replicate) のが一手段として考えられ、そのためにも CTCN のネットワークメンバーになればいいのではないかというコメントがあった。
- タイの SCPG 社は京セラをビジネスパートナーとしてさらなる事業拡大を見込んでいるとのこと。途上国でビジネスを成功させるには良質なパートナーを見つけることが肝要だと再認識した。

### 5.3.3. CTCN

CTCN: Unleashing the power of technology for climate-smart solutions (2015年6月6日)

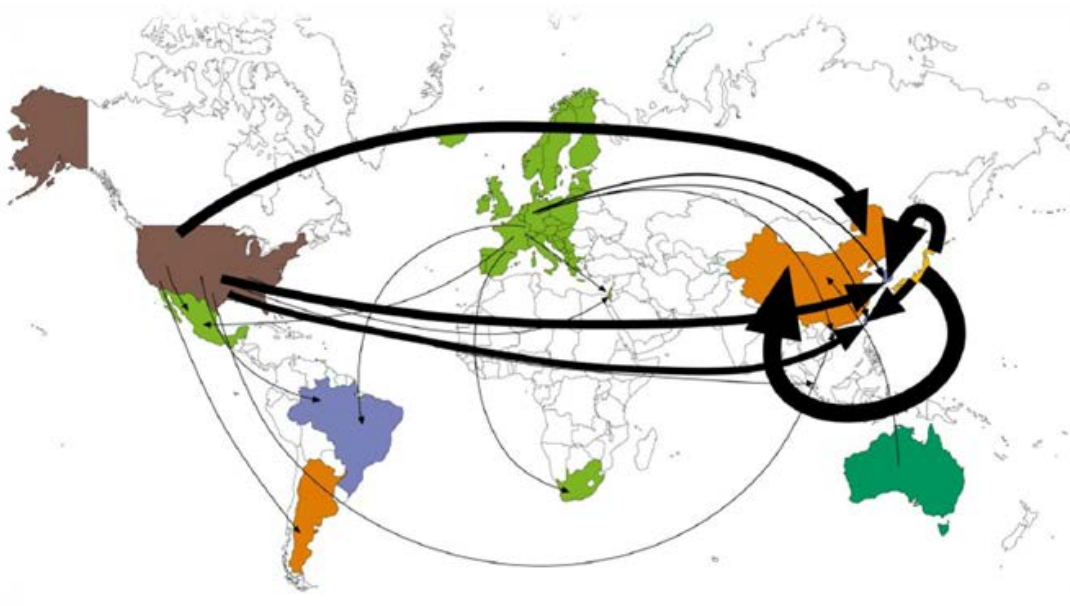
- UNFCCC フィゲレス事務局長のあいさつに続き、CTCN ディレクターの Jukka より CTCN の概要について説明があった。5月末時点で 116 カ国の NDE が登録され、ネットワークメンバーは 55 に増え、35 のリクエストがあった。パリでも CTCN が recognize されることを期待している。
- リクエストに対する CTCN の対応が 3 事例紹介された。
  - (1) イランの PV セル設計・製造→ PV 製造パイロットラインを作るために必要なもののイベントリー作成、イランにおける PV 産業計画のアドバイス、財務分析
  - (2) ブータンの公共交通システム改善→ プロジェクト提案作成支援、ネットワークパートナーによるキャパビル、CTCN インキュベータープログラムにあわせた国内トレーニング
  - (3) ドミニカの早期警戒伝達→伝達プロトコル強化支援、新技術の特定、民間資金仲介支援
- Q. インドの発電部門では既に似たような調査・分析を行ったが、そこから先のところに課題があり実施に至っていない。そのような場合でも CTCN は支援できるのか。A. リクエストに制約を設けておらず、まずは NDE を通じてリクエストを出して欲しい。モーリシャスの電力セクターを支援した実績もある。

### 5.3.4. WIPO

WIPO Side Event on Policies and Evidence to Support Climate Change Technology Transfer and Innovation (2015年6月8日)

- WIPO サイドイベント (2015.6.8)。プレゼンターの一人、Jayashree Watal は WIPO のインド人女性 (ジョージタウン大学のロースクールでも教鞭をとる)。
- 2013 年 3 月、TRIPS 理事会においてエクアドルが「現行の知的財産権制度は環境関連技術の移転の障壁になっており、環境関連技術の知的財産権保護を弱めるべき」との文書 (IP/C/W/585, dated 5 March 2013) を提出。ボリビア、キューバ、ベネズエラ、エルサルバドル、インド、インドネシア、南アフリカがこれを支持。チリ、NZ、中国、ブラジルはさらなる議論が必要としつつ、TRIPS を変更する必要はないというスタンス。US、EU、日本は IPR が技術移転の障壁になっていないと反論。

- クリーンエネルギー技術の普及：4つのクリーンエネルギー技術（ガスタービン、自動車用バッテリー、PV、石炭ガス化）の世界貿易は2000-2010にかけて259%増、4つのうち3技術のpatentは中国がその他の国を上回っている。急速な普及には政策を通じた市場形成が大事で、環境技術へアクセスするにはIPRが障壁となるケースはほとんどない。反競争的・独占的行動が普及を阻む。気候変動関連技術は多様なセクターに関連し多様であるため、医薬品のpatentのような単純な議論はできない。
- 図5-2はPV patentの発明国（“inventor country”、矢印の元）とpatent保護するために申請している国（“interest in a market”、矢印の先）。日本が発明され、中国、韓国、台湾などでIP申請していることがわかる<sup>3</sup>。



(出典) サイドイベントプレゼン資料 (EPO)

図 5-2 PV のpatent傾向

<sup>3</sup>

[https://seors.unfccc.int/seors/attachments/get\\_attachment?code=TG7PDLZYK1HT4AIER3PW5JFPQTLR9D](https://seors.unfccc.int/seors/attachments/get_attachment?code=TG7PDLZYK1HT4AIER3PW5JFPQTLR9D)  
DR

## 6. COP21

2015年11月29日から12月13日にかけてフランスのパリで国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第21回締約国会議(COP21)、京都議定書第11回締約国会合(CMP11)、さらに並行して3つの補助機関会合(SBs)、すなわち「科学的・技術的助言に関する補助機関」第43回会合(SBSTA43)、「実施に関する補助機関」第43回会合(SBI43)、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」第2回会合第12セッション(ADP2-12)が開催された。

技術議題については、COPの下で議題9(a)「TEC・CTCN共同年次報告書」と「議題9(b)技術メカニズムと資金メカニズムのリンケージ」、SBの下でSBI議題10(a)「TEC・CTCN共同年次報告書」(SBを通じてCOPにレポート)、SBI議題10(b)「ポズナン戦略プログラムの評価」、ADPのもとでパリ協定の技術関連条項について議論された。以下、その概要を記す。

### 6.1. SB

#### 6.1.1. SBSTA 議題 5 及び SBI 議題 10 (a) TEC・CTCN 共同年次報告書

##### (1) 概要

TEC及び気候技術センター・ネットワーク(CTCN)は引き続き、それぞれの年間活動実績について共同で報告書を準備し、補助機関を通じてCOPに報告することになっている(17/CP20)。またCOP20において、TECに対し、いかに技術ニーズ評価(TNA)の成果、特に技術行動計画(TAP)を、実施可能なプロジェクトに発展させるかについての指針を提供するとともに、その暫定的成果に関する中間報告書をSBSTA43及びSBI43に提供することを求めている。

本議題において、本セッションのために準備された文書(FCCC/SB/2015/1, FCCC/SB/2015/INF.3)について検討するとともに、COPの検討及び採択(COP議題9(a))に向けた決定案を勧告することが招請されていた。

ベリーズのCarlos FullerとオーストリアのElfriede-Anna Moreを共同ファシリテーターとして非公式協議において結論文書案がまとめられ、SB43会合においてこれが採択され、COP21でSB結論文書(FCCC/SB/2015/L.4)を決定した。

##### (2) 論点

- TEC・CTCN キーメッセージを作成するためのプロセスが複雑であり、TEC・CTCN 共同キーメッセージは不要という意見に対し、簡潔に技術メカニズムからのメッセージを把握できるように必要との反対があった。共同キーメッセージの作成プロセスはSBで議論するには詳細すぎるという指摘もあり、パラ2にTECとCTCN ABに対し共同キーメッセージを準備する手続を更新することを招請する内容が盛り込まれた。
- TECとCTCNの協力について更なるガイダンスが必要ではないかという提案に対し、TNAの成果であるプロジェクト・アイディアが290あり、これを活用してCTCNへの技術支援リクエストを作成することが重要という意見があった。そのためCTCNがTNAガイダンスを使うことを招請という内容がパラ6として追加されることになった。

(3) 結論文書と結論のポイント

Version 1 of 1 December 2015 at 16:00	FCCC/SB/2015/L.4
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Welcomes with appreciation the joint annual report of the Technology Executive Committee and the Climate Technology Centre and Network for 2015<sup>1</sup></li>   <li>2. Invites Parties and all relevant entities working on technology development and transfer to consider the key messages contained in the report referred to in paragraph 1 above;</li>   <li>3. Welcomes the interim report of the Technology Executive Committee on guidance on enhanced implementation of the results of technology needs assessments, noting that the report should be considered final;</li>   <li>4. Notes that the Technology Executive Committee is to elaborate the outline for guidance on the preparation of technology action plans, contained in the annex to the report referred to in paragraph above, and make it available in early 2016 for Parties not included in Annex I to the Convention to use in conducting or updating their technology needs assessments;</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Welcomes with appreciation the joint annual report of the Technology Executive Committee and the Climate Technology Centre and Network for 2015,<sup>1</sup> which contains information on their respective activities and on the performance of their respective functions;</li>   <li>2. Invites the Technology Executive Committee and the Advisory Board of the Climate Technology Centre and Network to update the procedures for preparing the joint chapter of their joint annual report;</li>   <li>3. Also invites Parties and all relevant entities working on technology development and transfer to consider the key messages contained in the report referred to in paragraph 1 above;</li>   <li>4. Welcomes the interim report of the Technology Executive Committee on guidance on enhanced implementation of the results of technology needs assessments, noting that the report should be considered final;</li>   <li>5. Notes that the Technology Executive Committee is to elaborate the outline for guidance on the preparation of technology action plans, contained in the annex to the report referred to in paragraph 4 above, and make it available in early 2016 to developing countries for use in informing the technology needs assessment process;</li>   <li>6. Invites the Climate Technology Centre and Network to use the guidance referred to in paragraph 5 above when responding to requests from developing countries regarding the provision of assistance to enable the implementation of the results of their technology needs assessments.</li> </ol>

- パラ 1: TEC-CTCN 共同年次報告書を歓迎
- パラ 2: TEC と CTCN へ共同章作成手順を更新することを招請
- パラ 3: 共同メッセージのキーメッセージ作成にあたり各国、関係者も関与することを招請
- パラ 4: TEC による TNA 成果の実施を強化するガイダンスの中間報告を歓迎
- パラ 5: TEC が TAP 準備のガイダンスのアウトラインを作成し、2016 年の早い時期に途上国が利用できるようにする
- パラ 6: CTCN がパラ 5 で言及されたガイダンスを利用することを招請

### 6.1.2. SBI 議題 10 (b) ポズナン戦略プログラムの評価

#### (1) 概要

技術移転に係るポズナン戦略プログラム（PSP）の実行の進捗に関する GEF 報告は、2014 年 7 月から 2015 年 6 月までに GEF が実施した技術移転パイロットプログラム、技術ニーズアセスメント、気候技術センター・パイロットプロジェクトを含む PSP の長期実施に係る活動、及び CTCN との協議結果を報告するものである。SBI42 において、GEF が支援する地域別技術移転・資金センターと CTCN との間における協力の進展が歓迎された一方で、その協力についてより詳細な情報を今後の報告書に含めることとなった。（FCCC/SBI/2015/10、パラ 79）。

加えて SBI40 にて、途上国から PSP と技術メカニズムの活動に対する重複が指摘されたことから、技術メカニズムをさらに強化する目的で TEC が PSP を評価し、SBI42 にて中間報告を行った上で議論し、SBI43 を通じて COP へ最終報告することとなった（FCCC/SBI/2014/21、パラ 88）。SBI42 では当該中間報告を歓迎するとともに、SBI43 での最終報告を通じて報告される評価結果に期待することとされていた（FCCC/SBI/2015/10 パラ 82）。

共同ファシリテーターはベリーズの Carlos Fuller とオーストリアの Elfriede-Anna More。本議題について割り当てられた時間は限られていたことから、共同ファシリテーターが事前に準備した結論文書案が配布され、それに基づいて議論が行われた。非公式会合において、GEF が準備する PSP の中間評価に基づき、TEC が本 PSP 評価を更新し、SBI を通じて COP23 へ報告することを求める結論文書案がまとめられ、SBI プレナリーにおいて結論文書が採択された（FCCC/SBI/2015/L.29）。

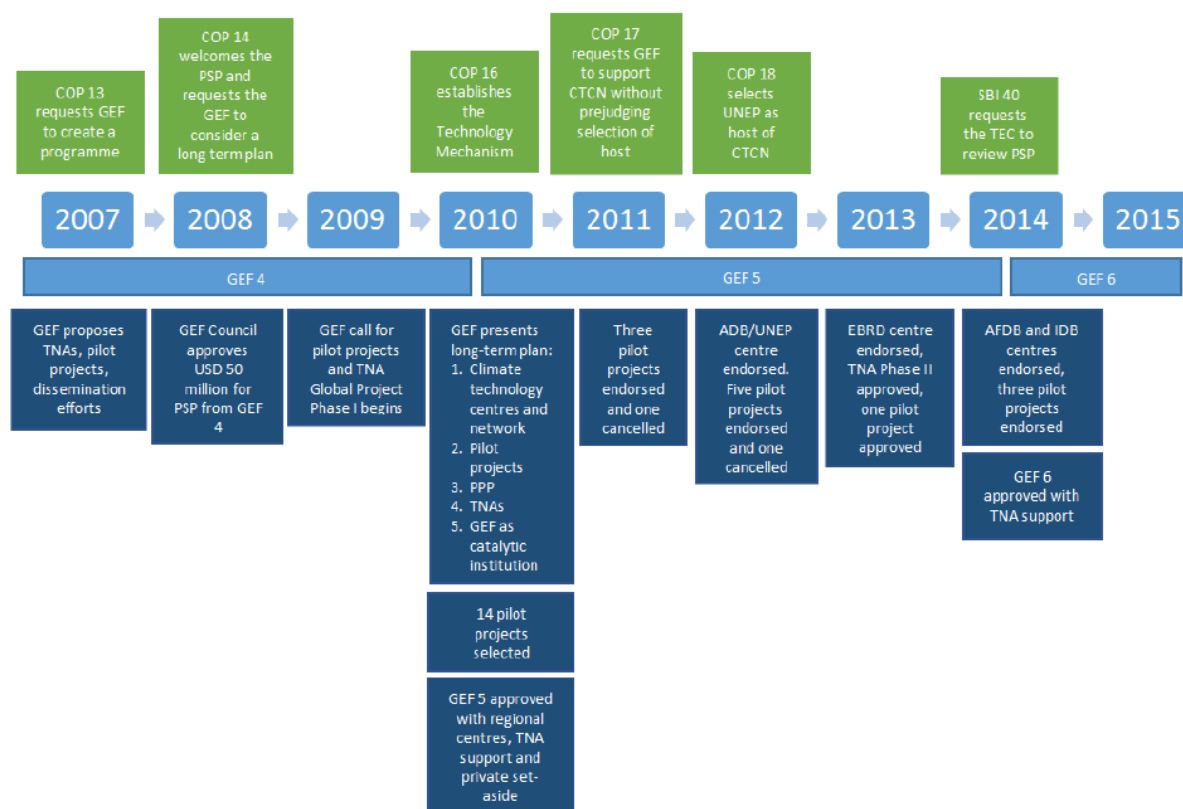
#### (2) 論点

- PSP 評価最終報告書について、多くを学べるものであると歓迎し、特に PSP 実施による知見の共有、また PSP のもとで支援されている地域気候技術資金センターと CTCN の間における制度的なリンケージを策定することが重要という指摘があったことを反映し、TEC 及び CTCN AB が評価レポートで特定された経験、教訓を考慮するとしてパラ 3 が追記された。
- 当該評価は完全な評価（full evaluation）ではない、PSP の評価は今後も定期的に継続するべきであるとの主張があった。これらの意見を踏まえて交渉した結果、GEF が準備予定の PSP 評価中間報告を用いて（パラ 5）、今回の TEC による PSP 評価を「更新」することとなった（パラ 6）。そのタイミングについては、「遅くとも COP23（2017 年）」において SBI を通じて TEC が報告することとなった（パラ 6）。

#### (3) 結論文書と結論のポイント

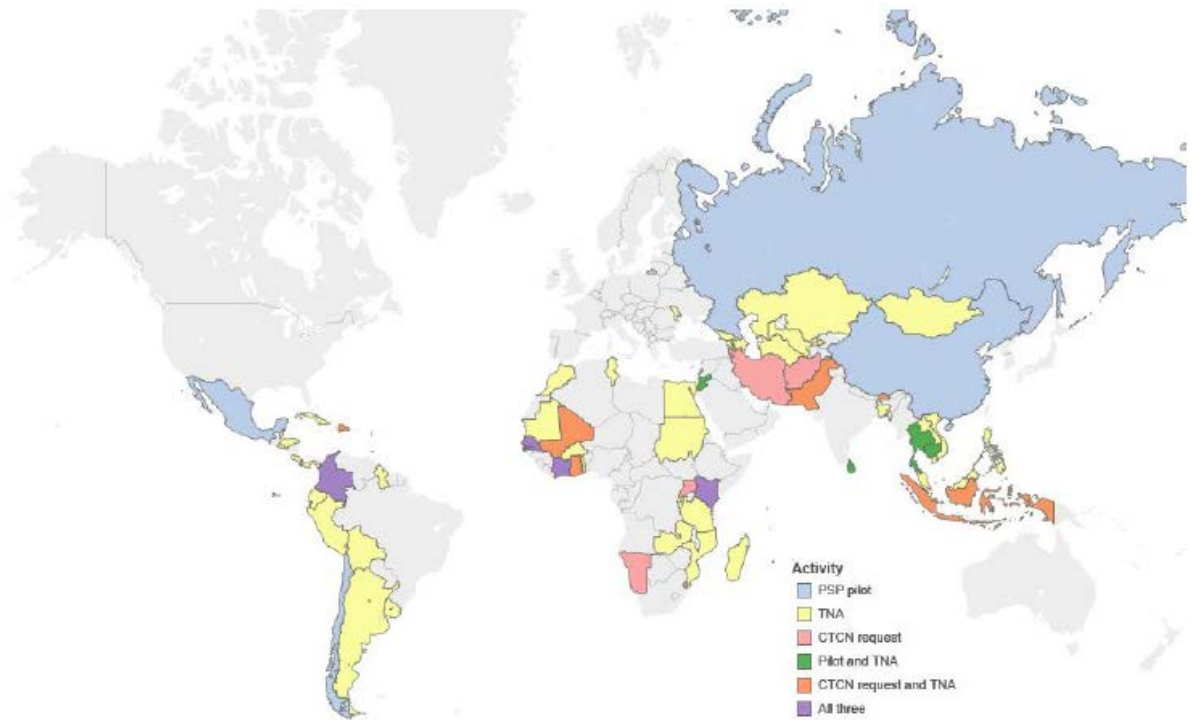
Version1 of1 December 2015 at 16:00	FCCC/SBI/2015/L.29
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. The Subsidiary Body for Implementation (SBI) welcomed the report of the Global Environment Facility (GEF) on the progress made in carrying out the Poznan strategic programme on technology transfer (PSP), and the information contained in that report on its ongoing collaboration with the Climate Technology Centre and Network (CTCN).</li> <li>2. The SBI also welcomed the final report of the Technology Executive Committee (TEC) on the evaluation of the PSP, undertaken with the aim of enhancing the effectiveness of the Technology Mechanism.</li> <li>3. The SBI also invited Parties, the CTCN and other relevant entities working on technology development and transfer to act upon the recommendations contained in the report referred to in paragraph 2 above</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. The Subsidiary Body for Implementation (SBI) welcomed the report of the Global Environment Facility (GEF) on the progress made in carrying out the Poznan strategic programme on technology transfer (PSP), and the information contained in that report on its ongoing collaboration with the Climate Technology Centre and Network (CTCN).</li> <li>2. The SBI also welcomed the final report of the Technology Executive Committee (TEC) on the evaluation of the PSP, undertaken with the aim of enhancing the effectiveness of the Technology Mechanism.</li> <li>3. The SBI invited the TEC and the Advisory Board of the CTCN to take into consideration the experiences gained and lessons learned that were identified in the evaluation report referred to in paragraph 2 above when preparing their future workplans.</li> <li>4. The SBI also invited Parties, the CTCN and other relevant entities working on technology development and transfer to act upon the recommendations contained in the report referred to in paragraph 2 above and encouraged the GEF and other relevant financial entities to consider them.</li> <li>5. The SBI also encouraged the GEF to share the midterm evaluations of the PSP climate technology transfer and finance centres and pilot projects of the fourth replenishment of the GEF with the TEC and the CTCN as soon as available.</li> <li>6. The SBI invited the TEC to update the evaluation report, drawing upon the experiences gained and lessons learned from the activities referred to in paragraph 5 above, with the aim of enhancing the effectiveness of the Technology Mechanism, for consideration by the Conference of the Parties no later than at its twenty-third session (November 2017), through the SBI.</li> </ol>

- パラ 1: SBI は GEF による PSP 進捗レポートを歓迎
- パラ 2: SBI は TEC による PSP 評価の最終レポートを歓迎
- パラ 3: SBI は TEC と CTCN AB に評価レポートで特定された教訓を考慮することを招請
- パラ 4: SBI は各国に CTCN 及び他の関連機関がレポートに含まれている勧告に沿って作業することを招請、GEF 及び他の資金関連機関が勧告を考慮することを奨励
- パラ 5: SBI は GEF に PSP 中間評価を利用可能になり次第速やかに TEC 及び CTCN と共有することを奨励
- パラ 6: SBI は TEC に遅くとも COP23 (2017 年 11 月) までに評価レポートを更新することを招請



(出典) FCCC/SBI/2015/16

図 6-1 ポズナン戦略プログラムの進展



(出典) FCCC/SBI/2015/16

図 6-2 ポズナン戦略プログラムの地理的展開

## 6.2. COP

### 6.2.1. 議題 9 (a) TEC・CTCN 共同年次報告書

SB (SBI 議題 10(a)/SBSTA 議題 5) でまとめられた TEC と CTCN の共同年次報告の決定文書案が COP へ送られ、COP にてこれを採択した (FCCC/SB/2015/L.4)。文書作成の経緯は 6.1.1 節を参考のこと。

### 6.2.2. 議題 9 (b) 技術メカニズムと資金メカニズムのリンケージ

#### (1) 概要

条約下の技術メカニズムと資金メカニズムのリンケージを COP20 にて検討すること、その際には技術執行委員会 (TEC) と緑の気候基金 (GCF) 理事会からの勧告を参考にすることが COP18 (1/CP18, para62) にて決定されている。

COP20 では、TEC からの勧告 (FCCC/CP/2014/6) も参考にしつつ交渉が行われたが、そもそも資金メカニズムと技術メカニズムのリンケージとは何を目的に何をすることなのか等について各国の見解が分かれ、決定文書に合意することができず、議論は COP21 へ先送りとなった。

今次 COP21 ではベリーズの Carlos Fuller とオーストリアの Elfriede-Anna More を共同ファシリテーターとして当該リンケージについて再度検討を行った。

非公式会合における交渉の結果、GCF と TEC・CTCN の間における前向きな対話の進展、及び GEF から CTCN の活動への支援を歓迎しつつ、リンケージの目的及び内容、今後の技術・資金メカニズムにおける検討事項を盛り込んだ決定文書案が準備されたが、一部の国が支援の対象となる途上国の扱いをめぐる決定文書案に反対したことから、決定文書案全体をブラケットに入れ COP プレナリーに送ることとなった。最終的には送られた文書からブラケットが外され、COP で決定文書が採択された (FCCC/CP/2015/L.11)。

## (2) 論点

- 昨年の交渉で合意に近いところまで議論ができたので、そのドラフト決定案をベースに議論する提案もあったが、共同ファシリテーターはリマの COP において次の COP にテキストを送ることに合意できなかったため、また新たに議論する必要があることを留意した。
- 本議題で検討する要素として、ライセンスやロイヤリティフィーにコストがかかり、それをカバーする GCF による資金支援、技術ウィンドウが必要という主張があった一方、これに対し複数の国が大きな懸念を示し、IPR は技術移転を促進し、コストに大きな影響はないことを示す研究成果が多数あり、一つの国の関心に過ぎないものをこの場で扱うことに反対した。
- リンケージの目的は途上国への技術移転を支援するための資金を確保にあること、技術メカニズムに関する資金的な規定が重要であるという主張に対し、GCF のガイダンスは別の議題でマニフェスト外であり、このアジェンダはリンケージであることが留意された。
- 各国のコメントを踏まえ共同ファシリテーターが交渉の土台となるテキスト (Version 1 of 4 December 2015 at 20:00) をまとめ、議論はこれを 4 つのクラスターにわけ (クラスター1: パラ 1-3、クラスター2: パラ 4-6、クラスター3: パラ 7-8、クラスター4: パラ 9-10)、クラスターごとに各国がコメントをする形で進められた。
- クラスター1: パラ 3 に GEF が CTCN の活動を支援していることを歓迎すること、パラ 2 とパラ 3 の順番を入れ替えることの提案があり、表現を調整して合意が見られた。
- クラスター2: パラ 5 について “the delivery of and access to, as well as the adequacy” はリンケージのあり方を詳細に規定することにつながるという懸念が示されたのに対し、技術メカニズムを強化するのに必要な要素であり削除することに反対が示された。また、まずは技術メカニズムと資金メカニズムのリンケージとは何かを定義すべきとの指摘もあった。
- クラスター3: リンケージについて議論するタイミングと頻度を年一度ではなく他の機会、例えば来年 5 月の SB でも議論することを提案があり、次回の SB の中でワークショップを開催することになった (パラ 8)。
- クラスター4: CTCN の支援について (パラ 9) は他のアジェンダで議論すべき内容として削除する提案があった。また、パラ 10 は ADP の議論と重複しており新合意の交渉を予断すること、GCF のマニフェストを超える内容であること、ライセンスやロイヤリティに触れることはレッドラインであり削除することが提案されたが、RD&D と支援は重要な要素であること、ライセンスやロイヤリティコストをカバーすること及び共同 R&D はどちらも重要であるとして削除に反対する声があった。両パラグラフについては非公式会合の中で意見の対立が残り、ハドルでの交渉が行われ暫定合意案が作成された。
- 暫定合意に対し支援対象となる途上国について、「経済移行国」及び「特別な状況にある国」を追記することが要請され、非公式会合の中で合意ができなかった。協議の結果、全パラグラフをブラケットに入れて COP に送られることになり、COP において文書からブラケットが外され、決定文書が採択された (FCCC/CP/2015/L.11)。

(3) 結論文書と結論のポイント

Version 1 of4 December 2015 at 20:00	FCCC/CP/2015/L.11
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Welcomes with appreciation the recommendations of the Technology Executive Committee on linkages between the Technology Mechanism and the Financial Mechanism, as contained in the report of the Committee on this matter;</li> <li>2. Looks forward to receiving the recommendations of the Board of the Green Climate Fund, in accordance with decision 1/CP.18, paragraph 62;</li> <li>3. Welcomes the ongoing and positive dialogue between the Green Climate Fund, the Technology Executive Committee and the Climate Technology Centre and Network;</li> <li>4. Recognizes the importance of flexible, mutually beneficial and functional linkages between the Technology Mechanism and the Financial Mechanism, through its operating entities, the Global Environment Facility and the Green Climate Fund;</li> <li>5. Also recognizes that the elaboration of enhanced linkages between the Technology Mechanism and the Financial Mechanism has the aim of identifying the delivery of and access to, as well as the adequacy of, financial support in order to enhance further action on technology development and transfer, including in the context of efforts post-2020;</li> <li>6. Underlines the need for the Technology Executive Committee, the Climate Technology Centre and Network and the operating entities of the Financial Mechanism to enhance cooperation and collaboration with a view to enabling them to fulfil their respective mandates effectively;</li> <li>7. Requests the Technology Executive Committee, the Climate Technology Centre and Network and the operating entities of the Financial Mechanism</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Welcomes with appreciation the recommendations of the Technology Executive Committee on linkages between the Technology Mechanism and the Financial Mechanism, as contained in the report of the Committee on this matter;</li> <li>2. Also welcomes the ongoing and positive dialogue between the Green Climate Fund, the Global Environment Facility, the Technology Executive Committee and the Climate Technology Centre and Network;</li> <li>3. Further welcomes the contribution of the Global Environment Facility to the activities of the Climate Technology Centre and Network and looks forward to ongoing cooperation between these two entities;</li> <li>4. Invites the Board of the Green Climate Fund to provide its recommendations, in accordance with decision 1/CP.18, paragraph 62, for consideration by the Conference of the Parties at its twenty-second session (November 2016);</li> <li>5. Recognizes the importance of and the need for defined, mutually beneficial and functional linkages between the Technology Mechanism and the Financial Mechanism, through its operating entities, the Global Environment Facility and the Green Climate Fund;</li> <li>6. Also recognizes that the definition and elaboration of linkages between the Technology Mechanism and the Financial Mechanism has the aim of ensuring financial resources for, and scaling up action on, technology development and transfer;</li> <li>7. Underlines the need for the Technology Executive Committee, the Climate Technology Centre and Network and the</li> </ol>

<p>to consult on and further elaborate the linkages between the Technology Mechanism and the Financial Mechanism;</p> <p>8. Also requests the Technology Executive Committee to include, in its annual report, the findings arising from the activities referred to in paragraph 7 above for consideration by the Conference of the Parties at its twenty-second session, taking into consideration the recommendations referred to in paragraph 2 above;</p> <p>9. Recalls decision 2/CP.17, paragraph 141, which invites Parties in a position to do so to support the Climate Technology Centre and Network through the provision of financial and other resources;</p> <p>10. Invites the Board of the Green Climate Fund to consider: (a) How it may cover the licensing and royalty fees of climate technologies within its mandate; (b) Initiating discussions with the Technology Executive Committee and the Climate Technology Centre and Network on how to promote collaborative efforts for facilitating joint research and development of climate technologies.</p>	<p>operating entities of the Financial Mechanism to enhance cooperation and collaboration with a view to enhancing the fulfilment and implementation of their respective mandates effectively, in accordance with Article 12, paragraph 4, of the Convention;</p> <p>8. Requests the Technology Executive Committee, the Climate Technology Centre and Network and the operating entities of the Financial Mechanism to continue to consult on and further elaborate, including through an in-session workshop at the forty-fourth sessions of the subsidiary bodies (May 2016), the linkages between the Technology Mechanism and the Financial Mechanism;</p> <p>9. Also requests the Technology Executive Committee to include, in its annual report, the findings arising from the activities referred to in paragraph 8 above for consideration by the Conference of the Parties at its twenty-second session, taking into consideration the recommendations referred to in paragraph 4 above;</p> <p>10. Invites the Board of the Green Climate Fund, in line with paragraph 38 of the Governing Instrument for the Green Climate Fund, to consider ways to provide support, pursuant to the modalities of the Green Climate Fund, for facilitating access to environmentally sound technologies in developing countries, and for undertaking collaborative research and development for enabling developing countries, to enhance their mitigation and adaptation action.</p>
--	--

- パラ 1: 技術-資金メカニズムのリンクに関する TEC の勧告を歓迎。
- パラ 2: GCF、GEF、TEC、CTCN で継続されている対話を歓迎。
- パラ 3: GEF による CTCN 活動への貢献を歓迎、さらなる協力の進展に期待。
- パラ 4: GCF ボードによる勧告を招請。
- パラ 5: 技術メカニズムと資金メカニズム (GEF や GCF) の互恵的、機能的なリンクと

は何かを明らかにすることの重要性を認識。

- パラ 6: 技術メカニズムと資金メカニズムのリンケージを定義することは、技術の開発・移転のための資金を確保することが一つの目的であることを認識。
- パラ 7: TEC、CTCN、資金メカニズムの実施機関が協力・協調することが必要であることを強調。
- パラ 8: TEC、CTCN、資金メカニズムの実施機関が SB44（2016 年 5 月）におけるインセッション・ワークショップを含め、リンケージについて協議を継続することを要請。
- パラ 9: COP22 で検討すべく上記パラ 8 の活動によって得られた知見を年次報告書に含めるよう TEC に要請。
- パラ 10: 支援提供方法を検討することを GCF ボードに招請。

### 6.3. ADP

#### 6.3.1. パリ協定及び COP 決定（技術パート）

##### (1) 概要

ADP の下でのスピノフ会合、非公式-非公式会合においてはパラグラフをいくつかのクラスターにわけ、そのテーマごとに検討するクラスターリング・アプローチにより意見の集約が行われた。クラスター1 は協力行動、合意フレームワークについてでパリ協定 7.1、7.2、7.3 と決定文書のパラ 88、クラスター2 は制度アレンジメントについてでパリ協定の 7.5 と決定文書のパラ 86、87、90、クラスター3 は IPR と促進環境について（enabling environmen）。

それに続く閣僚主導の非公式協議 技術スピノフグループでは、パラごとの検討ではなくどこに意見の収斂がみられ着地点を模索することに重点がおかれた。

最終的にパリ委員会においてパリ協定（技術については第 10 条）及び COP 決定（技術についてはパラ 66-71）が提示され、これに合意、採択された（FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1）。

##### (2) 論点

- 「グローバルゴール」について定義が曖昧であり、またグローバルなゴールではなく先進国のゴールになっていることに対して懸念が示された。妥協案として「長期ビジョン」という語を用いることが提案された（パラ 1）。
- 既存の技術メカニズムもパリ協定にアンカリングすべきであるという主張があった一方で、既存の TEC・CTCN は効果的に機能しておらず、それらにガイダンスを出すために技術フレームワークを設立すべきという提案があった。既存のメカニズムについてはパラ 3、技術フレームワークについてはパラ 4 でそれぞれ規定された。
- IPR について「途上国の行動に必要な技術を得るためには IPR により生じるコストへの資金支援が不可欠」、「IPR に関する柔軟なアプローチが必要」という主張に対し、「IPR 及びそれを示唆するライセンス、ロイヤリティ、パテント、ノウハウなどに言及することはレッドラインであり、交渉を後退させる」という強い反対があり、前半は意見対立が続いた。交渉後半に入り、技術移転のバリアに対応すること、技術ライフサイクル初期段階の技術移転、途上国における RD&D の資金支援といった要素が含まれるのであれば IPR という表現については柔軟に対応するというにフォーカスするかどうかはフレキシブルに対応するという歩み寄り姿勢が見られたことから、合意に向けた機運が高まった。イノベーションがコスト低減や雇用などの便益につながり、官民含めた協力的なアプローチや National innovation

system が重要なコンセプトになるといった見られたことから、イノベーションが重要であることについての見解が収斂された。ただし、イノベーションをどう創出するかが問題で基金をつくったりライセンスの付与をしたりすることは解決策ではなく、新しいファシリティを作ることには反対といった留保があった。結果的に、イノベーションを拡大することが重要であること、特に技術サイクルの初期段階における研究開発への協同的アプローチや技術へのアクセス促進といった取組は、技術メカニズムや資金メカニズムを通じ、適切な場合、支援されるべきという趣旨の内容になった（パラ 5）。

- 支援が最も重要な側面であり、先進国から途上国への支援が強化されるべきという意見があった。これに対し、支援については資金側での交渉内容と整合したものにすべきであり、表現は条文間で一貫して扱い、先進国と途上国説いう二分化された表現は見直すべきと反対があった。結果的に、パラ 6 は受動態となり、“by 以下” を明記しないことにより誰が支援を行う主体なのかはあいまいな形になっている。また、技術メカニズムを評価し、支援を検証・測定が可能な目に見えるものにするためにレポーティングメカニズムが必要という提案に対し、そのようなプロセスは既にあるため重複していることを指摘があった。結果的には、グローバルストックテイクにおいて支援関連の情報を考慮するという表現が盛り込まれた。

### (3) 結論文書と結論のポイント

Work of the ADP contact group Edited version of 6 November 2015 Article 7	FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1 Article 10
<p>1. All Parties[, in accordance with the principles and provisions of the Convention, in particular Article 4 [and Article 11]], noting the importance of [meeting the] technology [requirements] for the implementation of mitigation and adaptation actions under this Agreement and recognizing existing deployment and dissemination efforts, [shall][should] strengthen cooperative action [among Parties] [to accelerate and upscale] [on] [technology development and transfer] [through]; [inter alia:</p> <p>(a) [Improving endogenous capacities and enabling environments according to nationally determined needs and priorities, in accordance with Article 4, paragraph 5 of the Convention];</p> <p>(b) Addressing barriers [in accessing to][for] the transfer of safe, appropriate and environmentally, and socially sound technologies [by developing countries];</p> <p>(c) Fostering cooperative approaches to research and development].</p>	<p>1. Parties share a long-term vision on the importance of fully realizing technology development and transfer in order to improve resilience to climate change and to reduce greenhouse gas emissions.</p>

<p>2. <b>Option 1:</b> [The [CMA] shall, at its first session, establish a global goal for technology development and transfer[, with the aim of improving the resilience of countries through adaptation and mitigation.][, under which][ In this regard] developed country Parties shall regularly prepare, communicate and implement their commitments on provision of developed country Parties' ready-for-transfer technologies and know-how as well as providing financial resources for collaborative research and the development of environmentally sound technologies and enhancing the access of developing countries to such technologies that match developing country Parties' technology needs in order to progressively scale up support and cooperation for technology development and transfer, taking into account the limit to the global average temperature increase referred to in Article 2.]</p> <p><b>Option 2:</b> No text</p> <p>3. <b>Option 1:</b> The CMA shall, at its first session, consider and adopt a technology framework in accordance with the guidelines contained in decision 1/CP.21. Such a technology framework would be intended to provide direction and overarching guidance to the work of the existing institutions in the medium and long term and to strengthen them.</p> <p><b>Option 2:</b> The Technology Framework shall provide direction and overarching guidance in respect of technology assessments, identifying those with potential for high impact, and identifying options for enhancing access, and addressing barriers to their deployment. The framework shall further guide the work of the Technology [Mechanism] [institutions] [under this Agreement] in the medium to long term, and strengthen them.</p> <p>4. <b>Option 1:</b> In accordance with Article 4, paragraph 5, of the Convention, developed country Parties shall provide financial resources</p>	<p>2. Parties, noting the importance of technology for the implementation of mitigation and adaptation actions under this Agreement and recognizing existing technology deployment and dissemination efforts, shall strengthen cooperative action on technology development and transfer.</p> <p>3. The Technology Mechanism established under the Convention shall serve this Agreement.</p> <p>4. A technology framework is hereby established to provide overarching guidance to the work of the Technology Mechanism in promoting and</p>
---	---

<p>to address barriers created by policies and intellectual property rights (IPRs) and facilitate access to and the deployment of technology, including, inter alia, by utilizing the Financial Mechanism and/or establishing a funding window under the GCF to meet the full costs of IPRs of environmentally sound technologies, know-how and such technologies will be provided to developing country Parties free of cost in order to enhance their actions to address the adverse effects of climate change.</p> <p><b>Option 2:</b> No text</p> <p>5. <b>Option 1:</b> The [Technology Mechanism] [institutional arrangements for technology established under the Convention] shall [be strengthened and] serve this Agreement [by facilitating enhanced action on technology development and transfer].</p> <p><b>Option 2:</b> The Technology Mechanism shall serve this Agreement and be strengthened by facilitating enhanced action, which includes, inter alia, anchoring dedicated nodal research, development and demonstration facility on technology development and transfer.</p> <p>6. <b>Option 1:</b> Developing country Parties are eligible for support in the implementation of this Article.</p> <p><b>Option 2:</b> [In accordance with Article 4, paragraphs 3[ and 5][, 5 and 9], of the Convention,] developed country Parties and other Parties included in Annex II to the Convention shall provide support, including financial support, for strengthening cooperative action the implementation of the technology framework through the Technology Mechanism. The availability of the financial support shall include through the Financial Mechanism.</p> <p><b>Option 3:</b> No text</p> <p>7. <b>Option 1:</b> Developed country Parties and other Parties included in Annex II to the Convention</p>	<p>facilitating enhanced action on technology development and transfer in order to support the implementation of this Agreement, in pursuit of the long-term vision referred to in paragraph 1 of this Article.</p> <p>5. Accelerating, encouraging and enabling innovation is critical for an effective, long-term global response to climate change and promoting economic growth and sustainable development. Such effort shall be, as appropriate, supported, including by the Technology Mechanism and, through financial means, by the Financial Mechanism of the Convention, for collaborative approaches to research and development, and facilitating access to technology, in particular for early stages of the technology cycle, to developing country Parties.</p> <p>6. Support, including financial support, shall be provided to developing country Parties for the implementation of this Article, including for strengthening cooperative action on technology development and transfer at different stages of the technology cycle, with a view to achieving a balance between support for mitigation and adaptation. The global stocktake referred to in Article 14 shall take into account available information on efforts related to support on technology development and transfer for developing country Parties.</p>
---	--

<p>shall provide support for the research, development and application of environmentally sound technologies and facilitate the transfer of and access to such technologies for developing country Parties, including by, inter alia, strengthening cooperative action, providing financial resources to address barriers caused by the absence of domestic research and development capability and innovations, and enhancing access to environmentally sound technologies and know-how.</p> <p><b>Option 2:</b> No text</p>	
---	--

- パラ 1: 技術開発及び移転を完全に実現することの重要性に関する長期的視点を共有する
- パラ 2: 緩和・適応行動における技術の重要性を認識し、技術開発・移転の協調行動を強化する
- パラ 3: 技術メカニズムはパリ合意に資するものである
- パラ 4: 技術開発と移転に関する強化された行動を促進する、技術メカニズムの業務のための指針を与える技術的枠組みを設ける
- パラ 5: 技術革新を促進することは、気候変動への長期的な世界全体の効果的な対応及び経済成長、持続可能な開発の促進のために不可欠である
- パラ 6: 技術開発及び移転の協調行動の強化等のための支援が開発途上締約国に提供される

COP 決定に関しては、一度も議論する場は無かったが、10日（木）に公表された議長テキスト（改訂第二版）の内容がほぼそのまま最終版テキストに反映された。

<p>Work of the ADP contact group Edited version of 6 November 2015</p> <p>84. [Decides to strengthen the technology needs assessment (TNA) process, taking into account existing efforts, including under the Poznan strategic programme on technology transfer, by enhancing:</p> <p>(a) The implementation of the results of the TNA process through, inter alia, technology action plans and project proposals;</p> <p>(b) [The alignment of TNAs more closely with bankable finance projects and] improving TNAs to result in implementable projects;</p> <p>(c) The synergy between the TNA process and</p>	<p>FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1</p> <p>66. Takes note of the interim report of the Technology Executive Committee on guidance on enhanced implementation of the results of technology needs assessments as referred to in document FCCC/SB/2015/INF.3;</p>
--	--

<p>other arrangements related to the implementation of mitigation and adaptation actions, as appropriate;</p> <p>(d) The operationalization of decision 18/CP.20 in the TNA process towards achieving gender-responsive climate policy in all relevant activities under the Convention;]*</p> <p>85. [Requests the Technology Executive Committee (TEC) to elaborate the means of strengthening the TNA process referred to in paragraph 84 above, taking into account ongoing work relating to this matter, for consideration and adoption by the COP at its twenty-third session;]</p> <p>86. [The Technology Mechanism of the Convention, including the TEC and the Climate Technology Centre and Network (CTCN), shall be [strengthened][augmented] in order to effectively anchor technology development through a dedicated nodal research, development and demonstration platform having appropriate human resources, infrastructure and facilities. To achieve this, an expert committee shall be constituted to assess the capacity and augmentation needs of the TEC and the CTCN along with its other linkages, for example Financial Mechanism and national focal points, with respect to effectively anchoring technology development and transfer in order to recommend and undertake appropriate measures;]</p>	<p>67. Decides to strengthen the Technology Mechanism and requests the Technology Executive Committee and the Climate Technology Centre and Network, in supporting the implementation of the Agreement, to undertake further work relating to, inter alia: (a) Technology research, development and demonstration; (b) The development and enhancement of endogenous capacities and technologies;</p> <p>68. Requests the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice to initiate, at its forty-fourth session (May 2016), the elaboration of the technology framework established under Article 10, paragraph 4, of the Agreement and to report on its findings to the Conference of the Parties, with a view to the Conference of the Parties making a recommendation on the framework to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement for consideration and adoption at its first session, taking into consideration that the framework should facilitate, inter alia:</p> <p>(a) The undertaking and updating of technology needs assessments, as well as the enhanced implementation of their results, particularly technology action plans and project ideas, through the preparation of bankable projects;</p> <p>(b) The provision of enhanced financial and technical support for the implementation of the results of the technology needs assessments;</p> <p>(c) The assessment of technologies that are ready for transfer;</p> <p>(d) The enhancement of enabling environments</p>
--	--

<p>87. <b>Option 1:</b> [Encourages] [Parties][Developed country Parties][ Parties included in Annex X to the Agreement] [to][shall][should] take steps to [improve enabling environments] [and address barriers] for technology development and transfer by:</p> <p>(a) <b>Option (a):</b> Establishing and strengthening policy frameworks, institutions and the capacity to build country ownership and innovation, integrating a gender perspective and involving and strengthening the potential of citizens and communities;</p> <p><b>Option (b)(i):</b> Arrangements shall be established to address intellectual property rights (IPRs), such as collaborative research and development, shareware, commitments related to humanitarian or preferential licensing, fully paid-up or joint licensing schemes, preferential rates and patent pools;</p> <p><b>Option (b)(ii):</b> No text</p> <p>(b) [Leveraging and attracting private-sector investments and promoting access to [public-sector technology]][technology in the public domain];]</p> <p>(c) Strengthening the development and enhancement of endogenous capacities and technologies;</p> <p>(d) <b>Option (a):</b> In accordance with Article 4, paragraph 5, of the Convention, developed country Parties shall provide financial resources to address barriers created by IPRs and facilitate access to and the deployment of technology, including, inter alia, by utilizing the Financial Mechanism and/or establishing a funding window under the GCF to meet the full costs of IPRs of environmentally sound technologies and know-how, and such technologies will be provided to developing country Parties free of charge in order to</p>	<p>for and the addressing of barriers to the development and transfer of socially and environmentally sound technologies;</p> <p>69. Decides that the Technology Executive Committee and the Climate Technology Centre and Network shall report to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement, through the subsidiary bodies, on their activities to support the implementation of the Agreement;</p>
---	---

<p>enhance their actions to address climate change;</p> <p><b>Option (b):</b> No text</p> <p><b>Option 2:</b> [Developed country Parties][Parties included in Annex X to the Agreement] [shall][should][other] undertake steps to address barriers to accessing technology [and know-how] and to:</p> <p>(a) Establish and strengthen their necessary policy frameworks in order to facilitate the removal of barriers and enable and accelerate technology development and transfer to [developing country Parties][Parties not included in Annex X to the Agreement];</p> <p>(b) [Leverage enhanced support from the private sector for technology development and transfer to [developing country Parties][Parties not included in Annex X to the Agreement]] [Promote access to public-sector technology and promote technology development and transfer to developing country Parties];</p> <p>(c) Provide financial and human resources and institutional and technical support for technology development and transfer to[, and for the development and enhancement of endogenous capacities and technologies of] [developing country Parties][Parties not included in Annex X to the Agreement];</p> <p>88. <b>Option 1:</b> Requests the [IPC] to develop recommendations regarding the technology framework referred to in Article 7, paragraph 3, of the Agreement, for consideration and adoption by the [CMA] at its first session, taking into account the need to avoid duplication and the opportunity to create synergies; the [IPC] should consider, inter alia, the relationship between that framework and the framework for meaningful and effective actions to enhance the implementation of Article 4, paragraph 5, of the Convention, as well as the functions of the former and its linkage to the Technology Mechanism;</p> <p><b>Option 2:</b> [Decides that the SBI review the</p>	<p>70. Also decides to undertake a periodic assessment of the effectiveness of and the adequacy of the support provided to the Technology Mechanism in supporting the implementation of the Agreement on matters relating to technology development and transfer;</p>
--	---

<p>Technology Framework with a view to strengthening it, taking into consideration that the framework shall, inter alia] [Requests the [IPC][SBI][SBSTA][others] to elaborate on the technology framework established under Article 7, paragraph 3, of the Agreement, taking into consideration that it shall, inter alia]:</p> <p>(a) Facilitate the undertaking and updating of TNAs in developing country Parties;</p> <p>(b) Facilitate various options for enabling developing countries' access to technologies;</p> <p>(c) Facilitate the [undertaking of technology assessments][conducting of regular assessments [on][of] technologies that are ready for transfer];</p> <p>(d) Make the list of ready-to-transfer technologies;</p> <p>(e) Set the target for supporting the development and transfer of each technology to developing countries;</p> <p>(f) [Mobilize resources to deliver the support] [[Facilitate] enhance financing and technical support for the implementation of the outcomes of the TNAs of developing countries];</p> <p>(g) Address barriers and create appropriate enabling environments for technology development and transfer;</p> <p>89. <b>Option 1:</b> Decides that the TEC and the CTCN [shall] [should] report to the [CMA] through the subsidiary bodies on their activities relating to the implementation of the Agreement;</p> <p><b>Option 2:</b> Decides that the [CMA][governing body] [may][shall][should] provide further guidance to [and strengthen] the [Technology Mechanism][institutional arrangements for technology[ development and transfer]] established under the Convention and serving the Agreement, taking into account the specific needs of [developing countries][Parties not included in Annex X to the Agreement] and countries with special circumstances in Africa, the LDCs and SIDS, and promoting</p>	<p>71. Requests the Subsidiary Body for Implementation to initiate, at its forty-fourth session , the elaboration of the scope of and modalities for the periodic assessment referred to in paragraph 70 above, taking into account the review of the Climate Technology Centre and Network as referred to in decision 2/CP.17, annex VII, paragraph 20 and the modalities for the global stocktake referred to in Article 14 of the Agreement, for consideration and adoption by the Conference of the Parties at its twenty-fifth session (November 2019);</p>
--	--

<p>needs-based development, access, management and control, emphasizing the most marginalized; the guidance provided by the [CMA] [governing body] shall not conflict with the guidance provided by the COP;</p> <p>90. [Decides that [the CMA] [the governing body] [an ad hoc review and monitoring mechanism shall be established and] shall conduct a periodic assessment of the effectiveness and adequacy [and implementation] of the [Technology Mechanism] [institutional arrangements] for technology development and transfer. [The [Technology Mechanism] [institutional arrangements] shall improve their performance and be mandated new functions, as needed, in accordance with the results of the assessment;]</p>	
--	--

- パラ 66: TEC による TNA の実施強化ガイダンス中間報告に留意する。
- パラ 67: 技術メカニズムを強化し、TEC と CTCN に対し特に技術研究・開発・実証及び内生的能力・技術の強化についてさらに作業をするよう要請。
- パラ 68: SBSTA に対し SB44 (2016 年 5 月) より技術フレームワークの設置に関する作業、特に以下について検討を始めるよう要請する。(a) TNA の更新と特にバンカブルなプロジェクトを通じた技術行動計画とプロジェクト・アイデアについて実施の強化、(b) 資金・技術支援を強化する規定、(c) 移転準備ができていない技術の評価、(d) 促進環境 (enabling environment) の強化。
- パラ 69: TEC と CTCN はパリ合意の実施支援活動について SB を通じて COP へ報告。
- パラ 70: 支援の妥当性と効果について定期的な評価の実施。
- パラ 71: COP25 (2019 年 11 月) の採択に向け、SBI に対し SB44 (2016 年 5 月) より定期評価の対象とモダリティについて作業を開始することを要請。

## 7. おわりに

本調査は 2015 年 4 月から 2016 年 3 月までに行われた UNFCCC 技術関連交渉に参加し、その動向をとりまとめたものである。

2015 年末のパリ合意は画期的なものであったが、実質的には 2020 年以降の取り組みの大枠を合意したに過ぎない。新たにパリ協定に関する特別作業部会（APA: Ad Hoc Working Group on the Paris Agreement）が設立されたが、詳細な規定は今後の交渉にかかっている。技術関連事項では、今後の作業としてパリ協定関連では次のようなものがある。

- 技術メカニズムを強化し、TEC と CTCN に対し特に技術研究・開発・実証及び内生的能力・技術の強化についてさらに作業をするよう要請（Decision 1/CP.21、パラ 66）
- SBSTA に対し SB44（2016 年 5 月）より技術フレームワークの設置に関する作業、特に以下について検討を始めるよう要請する。(a) TNA の更新と特にバンカブルなプロジェクトを通じた技術行動計画とプロジェクト・アイデアについて実施の強化、(b) 資金・技術支援を強化する規定、(c) 移転準備ができていない技術の評価、(d) 促進環境（enabling environment）の強化（Decision 1/CP.21、パラ 67）
- COP25（2019 年 11 月）の採択に向け、SBI に対し SB44（2016 年 5 月）より定期評価の対象とモダリティについて作業を開始することを要請（Decision 1/CP.21、パラ 70）

また、COP 決定等では以下のことが求められている。

- 技術メカニズムと資金メカニズムのリンケージ：TEC、CTCN、資金メカニズムの実施機関が SB44（2016 年 5 月）におけるインセッション・ワークショップを含め、リンケージについて協議を継続することを要請（Decision 13/CP.21、パラ 8）
- TEC・CTCN 共同年次報告書：TEC が TAP 準備のガイダンスのアウトラインを作成し、2016 年の早い時期に途上国が利用できるようにする（Decision 12/CP.21、パラ 5）
- ポズナン戦略プログラムの評価：SBI は TEC に遅くとも COP23（2017 年 11 月）までに評価レポートを更新することを招請（FCCC/SBI/2015/L.29、パラ 6）

これらについては、先進国と途上国が対立しそうな交渉議題も数多くあり、来年度以降も引き続き予断のできない厳しい交渉が続くものと想定される。

加えて、技術移転の議論においては UNFCCC 外で行われている交渉動向にも注視しておく必要がある。COP 決定前文には、2030 年に向けた持続可能な開発アジェンダ、アジスアベバ行動アジェンダ、及び仙台防災枠組みの採択を歓迎する旨が記されている。アジスアベバ行動計画の中<sup>4</sup>には、SDGs 達成の実施手段の 1 つとして立ち上がる技術ファシリテーションメカニズム（Technology Facilitation Mechanism, TFM）を設置すること、また TFM の下で低開発途上国（LDCs）のための技術バンクを 2017 年に運用開始することが記されている。また、仙台防災枠組み<sup>5</sup>においてもグローバル技術プールやイノベーションやノウハウをグローバルで共有するシステムが必要なことが指摘されている。これらは UNFCCC における技術フレームワークや技術メカニズムの議論に波及する懸念があることから、特に注意を払っておく必要があるだろう。

<sup>4</sup> We decide to establish a Technology Facilitation Mechanism. (パラ 123) We look forward to the recommendations of the Secretary-General's High-level Panel on the Technology Bank for Least Developed Countries on the feasibility and organizational and operational functions of a proposed technology bank and science, technology and innovation capacity-building mechanism for least developed countries. (パラ 124)

<sup>5</sup> it is necessary...to promote the use and expansion of thematic platforms of cooperation, such as global technology pools and global systems to share know-how, innovation and research and ensure access to technology and information on disaster risk reduction; (パラ 47)

## 二次利用未承諾リスト

報告書の題名 技術交渉対応支援業務

委託事業名 平成27年度 地球温暖化問題等対策調査

受注事業者名 公益財団法人 地球環境産業技術研究機構

頁	図表番号	タイトル
5	表 2-1	TNA/TAPとリクエストインキュベータプログラムの比較 (CTCN AB5プレゼン資料)
5	表 2-2	インキュベータプログラムにおけるTNAの活用方法 (CTCN AB5プレゼン資料)
8	図 2-8	ネットワーク機関の種類と割合 (CTCN AB5プレゼン資料)
10	表 2-3	予算5ヶ年計画 (CTCN AB5プレゼン資料)
12	表 2-4	CTCN支援のためのGEFによる中規模プロジェクト (CTCN AB5プレゼン資料)
12	表 2-5	TNA実施支援プログラム (CTCN AB6プレゼン資料)
43	図 5-1	都市の密度と輸送エネルギー消費の関係 (TEMプレゼン資料)
46	図 5-2	PVの patents 傾向 (サイドイベントプレゼン資料)